

令和元年12月 川棚町議会定例会会議録

(第1日目)

令和元年12月5日 木曜日 (午前10時開会)

出席議員 (13人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

欠席議員 (1人)

6番	山口	隆
----	----	---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直 喜
書 記	石 川 純 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	馬 場 直 英
教 育 長	竹 下 修 治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊 文
企 画 財 政 課 長	野 上 英 了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美 昭
税 務 課 長	中 原 敬 介
健 康 推 進 課 長	川 内 和 哉
会 計 課 長	末 永 安 江
住 民 福 祉 課 長	成 富 浩 樹
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	福 田 多 肥
建 設 課 長 兼ダム対策室長	廣 田 洋 一
水 道 課 長	森 文 博
教 育 次 長	荒 木 俊 行
行 政 係 長	井 原 和

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 一般質問

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立ください。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は13名です。山口議員からは欠席届が出ておりますが、定足数に達しておりますので、令和元年12月川棚町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

議 長 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、小田成実議員及び田口一信議員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布をしております会期日程案のとおり、本日から12月13日までの9日間と決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月13日までの9日間と決定をいたしました。

(1 0 : 0 1)

議 長 なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

議 長 次に、日程第3「諸般の報告」を行います。

去る11月11日に県庁において東彼杵道路建設促進期成会で、知事並びに県議会議長へ要望活動を行いました。

主な内容は、「地方の道路整備促進に必要な財源の確保」、「国道205号 佐世保市～東彼杵町（東彼杵道路）の計画段階評価への早期着手（有料道路事業の活用を含めた整備手法の検討）」、「国道205号 針尾バイパスの早期完成」、「国道205号に係る交通安全対策事業の早期完成」を要望しております。

次に、11月14日、長崎県町村議会議長会、長崎県離島振興市町村議会議長会で県選出国會議員への陳情を、衆議院第二議員会館会議室で行っております。

本町に関するものは、1つ目、国道205号 佐世保～東彼杵町（東彼杵道路）の計画段階評価への着手。2つ目、基幹農道「川棚西部地区」の早期完成を目指した予算の確保を要望しております。

同日、NHKホールにおいて、全国町村議会議長会創立70周年記念式典が、安部首相、衆参両院議長ほか、多数の国會議員出席のもと開催されました。創立70周年の節目を記念し、改革先進議会10団体や永年功労者、特別功労者が表彰され、本町議会から特別功労者として初手安幸議員が表彰をされております。誠にありがとうございます。

また、式典終了後に第63回町村議会議長全国大会が開催され、その主な内容は、「地方創世の実現をめざし、一致結束して果敢に行動していく」趣旨の宣言文の採択と、28項目の決議、そして特別決議として「議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境整備に関する件」、「豪雪地帯の振興に関する件」の要望及び各地区要望を確認・決定し閉会いたしました。

次に、11月27日、県庁において中村知事に対し、「町村議会議長会」、「離島振興市町村議会議長会」、「国境離島市町議会連絡協議会」で、令和2年度の県政に対する要望を行いました。

本町に関するものは、基幹農道「川棚西部地区」の早期完成を目指した予算の確保と、道路網の整備促進として東彼杵道路の計画段階評価着手について要望をしております。

その他の諸報告につきましては、お手元に配布した「議長諸報告」が9月定例会以降、私が主に出席した会議等であります。

その他、お手元に配布しておりますとおり、例月出納検査の結果に関する報告書、9月実施分、10月実施分、11月実施分が監査委員から提出されておりますので、ご一読を願います。

なお、令和元年11月19日開催、長崎県町村議会議長会主催の議会広報研修会及び11月22日開催、東彼杵郡町村議会議長会主催の議員研修の報告書の写しを配布しておりますので、これもご一読願います。

以上で、私からの報告を終わります。

(1 0 : 0 5)

議 長 次に、日程第4「行政報告」を行います。

町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許します。町長。

町 長 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和元年川棚町議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましてはご健勝にてご出席を賜り、定刻開会いただきまして、誠にありがとうございます。

行政報告に入ります前に、天皇陛下におかれましては、去る10月22日、即位礼正殿の儀を挙行され、ご即位を国の内外に宣明されたところであり、町民の皆様と共に、謹んでお祝いを申し上げますとともに、天皇皇后両陛下のご健勝とご多幸、皇室の益々の弥栄を衷心よりお祈り申し上げます。

また、10月の台風19号及び前線の影響による大雨では、東日本を中心に河川の氾濫や土砂災害により、甚大な被害が生じております。お亡くなりになりました方々並びにご遺族の皆様には深く哀悼の意を表しますとともに、負傷され、また、被害を受けられた方々に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、行政報告を4件させていただきます。

まず、新庁舎建設に伴う仮移転の完了についてでございます。新庁舎建設に伴う本館部署の第二別館への仮移転作業につきましては、11月2日から4日にかけて3日間で作業を行い、おかげさまで計画どおり無事に完了し、11月5日から予定どおり第二別館における業務を開始したところであります。

移転後の仮庁舎は、従前よりも手狭な環境となり、色々と不便な点がありますが、可能な限り工夫をして、極力住民サービスの低下が生じないよう取り組んでいるところであります。

新庁舎建設事業は、これから本館の解体、そして新庁舎の建設へと、いよいよ本格的な工程へと進んでまいります。新庁舎の建設に向けて改めて気持ちを引き締め、職員一丸となって取り組んでまいり所存であります。

次に、東彼杵道路の建設促進についてであります。東彼杵道路は平成6年

に地域高規格道路の候補路線として指定されましたので、その後、関係市町による期成会を立ち上げ、計画路線への格上げなど整備について要望をしてきたところでもあります。

しかし、全国的には候補路線が約100路線あり、計画路線への格上げの事例もあまりなく、東彼杵道路もこれまで進展がなかったところでもあります。その後、平成26年度の期成会総会から整備手法の一つとして、計画段階評価への早期着手について要望をしていくこととし、平成27年1月に開催された建設促進大会を契機として、長崎県や沿線自治体であります佐世保市、川棚町、東彼杵町と連携し、町議会、民間団体とともに官民一体となり、国や関係機関へ要望を続けてきたところでもあります。

そのような中、これまで思うような進展が見られない状況を踏まえ、今年2月の期成会臨時総会におきまして、国の新たなスキームによる有料道路事業の活用を含めた整備手法について合意形成を図ってきたところでもあります。

さらに国道205号は、県北地域と県央・県南地域を結び、長崎空港へのアクセスや、県内周遊観光を支える重要な幹線道路であることから、新たな会員として、大村市、長崎県トラック協会、長崎県バス協会、長崎県タクシー協会、佐世保市タクシー協会に加入していただいたところであり、さらなる建設促進への効果が期待されているところでもあります。

このような中、このたび、来る12月7日の土曜日に国道205号東彼杵道路建設促進総決起大会を開催し、会員並びに関係者が一堂に会して地域の強い期待や熱意をアピールすることにより、さらなる建設促進への品位を高めることとしており、東彼杵道路の計画段階評価への早期着手について国へ強く要望してまいる所存であります。

議員の皆様方にもぜひ後押しをしていただきたいと願っているところであり、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、全国町村会主催による「町イチ！村イチ！2019」についてであります。11月30日から12月1日の2日間、東京有楽町の東京国際フォーラムにおいて、全国から380の町村が結集し、地元特産品や観光、移住など町村の魅力を首都圏で発信する「町イチ！村イチ！2019」が開催されたところでもあります。

2年に1回開催される本イベントには本町も毎回参加をしており、今回は長崎浪漫工房、川棚町観光協会、町担当職員が参加し、本町の特産品であります長崎浪漫工房のハム・ソーセージを始め、長崎和牛や小串トマトを使った加工品を販売し、本町の魅力を発信してきたところでもあります。

それと同時に、これらの特産品が返礼品として贈呈される「ふるさと応援寄附金」の周知も併せて行ったところでもあります。

会場には期間中53,000人が来場し、その中にはあらかじめご案内をしていました東京川棚会の会員の皆様や本町にゆかりのある首都圏在住の方々も駆けつけられ、郷土を懐かしむ場面が多々見受けられ、有意義なイベントであったと思われまます。

ひとつの例といたしまして、現在も首都圏で映像の仕事をしている五反田郷出身の女性の方が、自身が川棚町で作成された川棚町のPR動画となりうる「ふるさと婚」、いわゆるふるさとでの結婚式を紹介され、早速そのデータをご提供いただいたところでもあります。この動画につきましては、町のホームページなどに掲載し、町の情報発信に活用していきたいと、このように考えております。

最後に全九州高等学校選抜ホッケー大会についてであります。去る11月9日から11日にかけて、佐賀県伊万里市において全九州高等学校選抜ホッケー大会が開催され、川棚高校男女ホッケー部が長崎県代表として出場をしたところでもあります。

この九州大会において、男子ホッケー部は惜しくも第4位という結果に終わりましたが、女子ホッケー部は初戦で福岡県の玄海高校を1対0で下し、準決勝では熊本県小国高校に1対0で勝利して決勝進出を果たしました。

決勝戦は開催地の伊万里商業実業高校と対戦し、惜しくも2対1で敗れましたものの、準優勝という見事な成績を収め、第51回全国高等学校選抜ホッケー大会の出場権を手にしたところでもあります。

この全国大会は、12月21日から岐阜県各務原市を中心として開催されるものであり、ご健闘とご活躍を期待をしているところでもあります。

以上4点、行政報告とさせていただきます。

次に、本定例議会での行政からの提出議案であります。令和元年度各会計補正予算5件、条例制定1件、条例改正6件、公の施設の指定管理者の指

定の件3件、その他2件でございます。

提案理由につきましては、その都度説明をさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長 これで行政報告を終わります。

(10 : 17)

議 長 次に、日程第5「一般質問」を行います。

本定例会での一般質問通告者は7人であります。これから通告順にしたがって質問を許可します。まず、堀田一徳議員。

10番堀田 皆さん、おはようございます。10番、堀田一徳です。本町の農業対策について質問をいたします。

農業人口が年々減少し、従事者の平均年齢が年々高齢化しており、今後さらに減少することが予想されます。担い手の減少に伴って小規模農家が大半を占める稲作を中心に離農する人が増え、中山間地において耕作放棄地が増大することが懸念されます。多面的機能の喪失に繋がる恐れがあります。このことから以下の点を尋ねます。

①本町の10年～20年後に向けての農業対策は。

②現在農業に従事している方が10年～20年後も続け退いた後は新規就農者がいないため、継ぐ方がいないということが起こると予想されるので、担い手確保のための新規就農対策は。

③日本の農業は先祖代々の土地を受け継ぎ営んできた家族経営で成り立っており、この考えが基本のため後を継ぐ後継者がいなくなると放棄地となってしまうことが耕作放棄地問題の要因であります。後継者不足による耕作放棄地の対策は。

④認定農業者を継続していくための支援策は。

⑤認定農業者以外への農業支援策は。

⑥農林水産省から毎年度出ている「食料・農業・農村白書」があります。本町独自の農業白書を作成する考えは。

⑦農業の魅力を知ってもらうため都市部から農業を体験する交流計画の考えは。

⑧地元農産物を飲食店や給食センターに農協や商工会と連携し、旬毎に提

供できるキャンペーンを計画できないか。

⑨農作業事故をおこさないため農作業安全対策の周知は。以上、質問をいたします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。堀田議員の「本町の農業対策は」についてのご質問にお答えいたします。

まず、①の「本町の10年～20年後に向けての農業対策は」についてですが、現在本町では国及び県の農業施策の変化に対応して、農産品目のうち主要な、畜産業、小串トマト、アスパラガスなどの施設園芸と米、麦、大豆などの土地利用型作物を維持・拡大できるような支援を行っているところであります。

全国的にも少子高齢化による人口減少は歯止めがきかず、本町におきましても減少傾向にあります。また、農業につきましても農業者の高齢化等により、長崎県全体の農業者は2040年には現在の3分の1になると予想されているようであります。

そのようなことから、今の3分の1の人口で同じ面積の農地を維持することは大変厳しい状況と判断されますので、将来の農業の担い手である認定農業者などに優良農地を集約し、農業者の所得安定を図ることが必要であると、このように考えております。

そのためには現在建設中である基幹農道の着実な推進と圃場整備などを実施することにより、担い手が安定して耕作できるような条件を整備する必要があると考えております。

次に②の「担い手確保のための新規就農者対策は」のご質問ですが、新規就農者に対しましては、就農相談会の定期的な実施や農業協同組合で組織する部会による農業大学校生の研修の受け入れ及び長崎県農林水産業担い手育成基金が実施をしている農業技術研修生の研修受け入れなどがあります。

本町においての新規就農者に対しての対策といたしましては、就農・就業前後の所得確保対策として国庫補助事業であります農業次世代人材投資事業を活用して実施をしているところであります。

次に、③の「後継者不足による耕作放棄地の対策は」との質問であります

が、耕作放棄地につきましては全国的に大きな問題となっているところであります。

中山間地の中では、中山間地域等直接支払交付金の活用等により、耕作放棄地化を阻止できている地区もあるようであります。耕作放棄地の解消に向けては圃場整備等の際に耕作放棄地を含めて実施することや意欲のある農業者への農地貸付などにより対応していきたいと、このように考えております。

次に、④の「認定農業者を継続していくための支援策は」との質問であります。認定農業者は農業経営基盤強化促進法の規定による農業経営改善計画を作成し市町村の認定を受けた者となりますが、この農業経営計画の認定により、国・県の各種補助事業の採択要件が緩和されたり、制度資金の融資が可能になり、かつ限度額が増額されたりするなど優遇策が整備されております。

また、町や県は認定農業者の会において、補助制度等の周知などを行っているほか、県レベルの組織である長崎県農業経営改善ネットワークが主催する消費税課税勉強会、相続税対策勉強会、法人化勉強会等に参加していただくことにより、認定農業者の農業経営が安定するよう取り組んでいるところであります。

新規就農者につきましても認定農業者への移行を推進し、農業経営規模の拡大や安定化を図る考えであります。

次に、⑤の「認定農業者以外への農業支援策は」とのご質問ですが、認定農業者以外への農業支援策につきましては、日本型直接支払制度による中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金を活用していただき、集落の農地や水路の維持管理を実施をしていただいております。

また、国が実施をしている経営所得安定対策につきましても引き続き事務手続きを行い、主食用稲に代わる麦、大豆、飼料用稲などの戦略作物を作付けする農家への支援を行う考えであります。

次に、⑥の「農林水産省から毎年度出ている「食料・農業・農村白書」がある。本町独自の農業白書を作成する考えはないか」とのご質問ですが、「農業白書」につきましては、1961年に制定された農業基本法に基づく農業の動向に関する年次報告のことです。また、1999年農業

基本法に代わり「食料・農業・農村基本法」が成立したことに伴い、「食料・農業・農村白書」となっております。農業白書は、農業の生産性動向など他産業との比較や農業従事者の生活水準などに焦点をあてた農業の動向と政府が農業に関して講じた施策の2つの部門の構成となっております。

農業基本法第6条の規定に「農業の動向に関する年次報告」とありますが、1項に「政府は、毎年、国会に、農業の動向及び政府が農業に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。」と、このような規定により、国においては毎年作成されているものであります。

本町におきましては、毎年決算報告の中で、必要最小限の内容として成果報告を行っておりますので、本町独自の農業白書を作成する考えはありません。

次に⑦の「農業の魅力を知ってもらうため、都市部から農業を体験する交流計画の考えは」とのご質問であります。都市と農村の交流につきましては、本年6月に成立した棚田地域振興法に基づく棚田地域振興関連施策として、条件が整った中山間地域直接支払交付金に取り組む集落協定に対して、令和2年度から5年間、中山間地域直接支払交付金の加算金が措置される予定でありますので、その加算金により何らかの活動ができないか検討しているところであり、議員ご質問の農業を体験する交流計画も含めた検討をしてみたいとこのように考えております。

次に⑧の「地元農産物を飲食店や給食センターに農協や商工会と連携し、旬毎に提供できるキャンペーンを計画できないか」とのご質問ですが、地産地消・食育として地元農産物を提供することは、必要であるこのように認識をいたしております。毎年3月に開催しております「ふるさと感謝祭」におきましては、地元特産品の販売や小学生向けに農業体験を実施しているところであります。

また、食育としては、学校給食センターへの提供、観光振興としての飲食店への提供につきましては、必要性を検討してみたいと考えております。

次に、⑧「農作業事故をおこさないための農作業安全対策の周知は」とのご質問ですが、町内におきましては今年10月に農作業時の事故2件が発生したことにつきましては、承知をしているところであります。

骨折など大きなケガをされましたが、命に別状なく回復に向かっているようであり安堵しておりますが、心からお見舞いを申し上げます。

農作業の安全対策につきましては、役場庁舎内にポスター掲示による周知のほか、認定農業者の会総会において、長崎県農業機械士連絡協議会からの指導など、農作業の事故防止に努めているところであります。以上、答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 堀田議員。

1 0 番 堀 田 はい。今町長から農業の対策についてということで9項目回答をいただきました。ほとんど難しい面があるかと思えますけど、なかなか私たちも大変だろうと思っております。

1番目の農業対策なんですけど、将来大変農業をする人が少なくなっているということで猶予しておりますけど、今の町長の答弁でほとんど国の施策の方をおっしゃっているようでございますけど、本町独自で10年から20年、あるいは2040年くらいまでに向けてのそういった補助的なものは考えていないのですか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。お答えします。町独自の補助につきましては随時、例えば農協の部会であるとか、生産者団体、いわゆる認定農業者の会などの総会などに出席いたしまして、そしていろいろ要望を聞いて、必要であれば随時予算に計上し実施をしているところであります。

議 _____ **長** 堀田議員。

1 0 番 堀 田 はい。ほとんど部会に対してのことだろうと思えますけど、次にですね、新規農業者対策ですけど、過去に何名か新規就農でアスパラ等に入ってもらった方がいらっしゃいますけど、そういった中で農林水産省から出てます「新・農業人ハンドブック」というのが出てるんですけど、そういったものを新規就農者になるような人に提供しているのかどうかをお尋ねします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 担当課長に答弁させます。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。堀田議員のご質問にお答えします。現在、新規就農者

ということで、夫婦方の方一戸2名、それと基本型一戸の1名、計3名の方がおられます。その方に対して先ほど言われましたハンドブック等の提供をされているのかっていうご質問だったんですけども、ハンドブックにつきましては現在提供はしていない状況であります。以上です。

議 _____ **長** 堀田議員。

1 0 番 堀 田 手元に「新・農業人ハンドブック2019」というのが農林水産省から出ているのがあるんですけど、これによりますといろいろな情報収集とか、それから就農準備とか、就農開始、経営確立のそれぞれの疑問点とか、あるいは補助の内容とか、そういうのが載っているんですね。そうするとこの一冊を見ますと、だいたいこうすればいいとか、こういうのがあるんだってというのが一目瞭然でわかるんですよ。だから、国からとれば、新規就農者に限らず新しく農業をされる方にはこういうのは配布してもいいと思うんですけど、どうでしょうか。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい、お答えします。今後は新規就農者に向けまして、このようなハンドブックを配布してまいりたいと思います。以上です。

議 _____ **長** 堀田議員。

1 0 番 堀 田 はい。そのようにお願いしたいと思います。

次に③の耕作放棄地の対策ですけど、先ほど町長の答弁の中で意欲のある農業者に対しては耕作放棄地を含めたそういった土地の提供をしてもらうということの答弁があったようなんですけど、耕作放棄地になっているところがほとんど水の便が悪い、あるいは道がない、それから段々的なことですね、平野部においては結構農業者の方が一所懸命やってらっしゃるわけですね、しかし棚田とかそういった中山間地域になりますと、なかなか意欲のある人がそこに入って農業を続けるか、というのは疑問視するわけなんですけど、平地の場合はいいと思うんですけど、便の悪い所の耕作放棄地があるようでございますので、その便の悪い所の対策というのはどうなっているんですか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。この耕作放棄地の解消については大変難しい問題であります。基本的には町としては、いわゆる農業経営者がいわゆる土地の所有者がその農地をどうしたいのか、それによって耕作放棄地

を解消するために、あるいはそこに耕作をしたいので圃場整備をしたいというような話があれば町としてはそういった要請・要望に対して、JAやあるいは県や国と協議をしながら、そういった事業を進めることができると思います。だからまずはそういったいわゆる農業者の合意形成がそこには必要となってくるのではないかというふうに感じております。以上でございます。

議 _____ **長** 堀田議員。

10番堀田 はい。大変難しい問題だろうと思います。

次に認定農業者を継続していくための支援、認定農業者の方は今本町の農業を支えている人たちだろうと思うんですけど、国、あるいは県あるいは町あたりから結構支援策が示されておるようでございます。ただ、そういった補助制度の周知が先ほど言われましたように、認定農業者の会とか、あるいはちょっとした総会あたりでしかあまり周知がないような話でしたけど、やはり各部会でも周知をしていただければいいんじゃないかと思います。部会イコール認定農業者の会だろうとは思いますが、そういったことでもう少し周知を徹底していただきたいと思います。

それから5番目の認定農業者以外の農業支援策というのは、確かに中山間、あるいは多目的利用計画の中でしていらっしゃると思うんですけど、戦略作物ですね、麦、大豆、そういったものが本町ではなかなか今のところできていないわけですね。波佐見地区におきましては麦とか大豆とかが交互にされておりますけど、本町においてはなかなか麦の作付けあたりはできていない。これはなぜかといいますと、圃場の排水設備が悪い、そのことに尽きると思うんですね。それと、麦を作っても価格が安い。やはりそういういろいろな要因があるので、なかなか戦略作物をしようという気になる農業者がいないわけですね。だから、戦略作物を大いに推進するのはわかるんですけど、なかなかそれに伴う農業者がいないというのが現状じゃないかと思うんですけど、町長はどのように考えられますか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** お答えします。質問の意味もよく理解していないんですけど、したがってどういう答弁をすればいいのかわかりません。今まともな状況ではありませんが、要は前段の認定農業者というのは法律に基づいた経営改善計画策定してそれを認めて、その認められた認定農業者には支援措置を

行うということで、できるだけ認定農業者になっていただきたいと、こういう思いを持っております。そういった中でその認定農業者になるためのPRをせろということなんでしょうか。それについてはいろんな機会に十分説明をしているつもりだと思います。担当の方でたぶんしていると思います。

それから、認定農業者以外の農業支援策につきましては、今冒頭で申し上げましたように中山間直接支払交付金の利用とか、多面的機能支払交付金を活用されて、それぞれの集落単位でしっかりと今取り組んでいらっしゃる、このように承知をいたしております。いずれにいたしましても、この農業センサスというのは、町がリーダーシップをとってできるというものでもないと思います。ひとつは、国の農業施策によってそれぞれの町の農業の施策も大きく変わってくるものだと思います。したがって要は国のそういった施策を十分熟知をして、そして農業経営者の皆さん方と協議をしながら、その中でどういった作物をどういう形で作っていくのか、そのためにはどういった地盤整備が必要なのか、十分協議をしながら進めていかなければならないと思っております。そういった中で今、国の施策としては農林水産省とそれから市町村の職員の人事交流制度が始まっております、できれば川棚町といたしましても農業のエキスパートをぜひつくりたいと思っております、今農林水産省との人事交流ができるように手をあげているところであります。こういったことで人事交流ができますと、約2年間の期間がありますので、その中でしっかりとした研修ができて、そして本町農業を引っ張ってくれる職員が生まれてくるんじゃないかと、そういう期待をいたしております、そういう考え方も持っておりますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議 長 堀田議員。

10番堀田 はい、わかりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから6番目ですけど、農業白書を作成する考えはないということで、決算に成果報告書の中で、一応書いてあるとおりでございますけど、この項目の中に毎年5年に一遍農業センサスが全国的に行われるわけですけど、今回も来年2月ですかね、2月に行われるんだらうと思うんですけど、この中のいろいろなことがわかってくるわけですね、平均年齢が何歳が従事しているとか、あるいは収入がどのくらい一戸当たりあるのかというのがよくわ

かるわけですね。それから耕作面積とかあるいは水稲はどのくらい作ったかというのがはっきり出ているんですけど、この農業センサスの話というのはだいたい5年に一遍出てくるわけですけど、県のホームページによりますと平成27年ののが公表されているわけですね。それで本町でもそういったことを公表してもらいたいと思うんですけど、県のホームページでは川棚町のところは出てくるんですけど、なんせ小さい字で書いてありますのでなかなか見づらいという面があるんですけど、それを本町独自の農業センサスみたいな結果として出せないかですね、お尋ねをいたします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。議員からは農業白書についてご質問をいただいております、農業センサスについてはまた別物だと思うんですね。一緒ですか。全然別物だと思いますよ。それで農業センサスについてはそれぞれ統計法に基づいて調査がされておりますので川棚町の数字が出ています。したがってそれを議員に知らせることはできると担当課長が言っておりますので、ぜひあとで課長に確認をしていただきたいと思います。以上でございます。

議 _____ **長** 堀田議員。

10番堀田 いや、私個人に知らせてもらうんじゃないなくて、要するに町の農業者、結局農業をされている方にやはり知らせるべきだと思うんですね。一応調査は一戸一戸あるわけですから各一戸ずつで農業センサスの調査はあるわけですね。そうするとその結果が全然わからないわけですね。先ほど農業白書はできないということでしたので、それには関連するような農業の実態ということであると農業センサスの方がよくわかると思うんですよ。だからそういう意味でそれに合わせて、結局どういうふうに町の農業が発展するのかっていうのを先ほどの成果報告書も一緒ですけど、成果報告書も結局は私たちだけのことだろうと思うんですよ。やはり町内の農業者にそういったことも知らせるべきじゃないかと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。農業白書はできないということではなくして国における農業白書は、町としては成果報告書で十分だろうと、だから成果報告書で

成果を報告しておりますので農業白書を作る考えはないと、こう申し上げました。そして農業センサスは農業白書とはこれは全く別物でありますので、それについては議員が必要であれば担当課長にあとで聞いていただきたいと思います。それを議員じゃなくして農業者に知らせるべきだということで今ご提言がありましたので、この件につきましては担当課長から答弁させます。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。農業センサスにつきましては5年に1回の調査で公表をされているところであります。その調査結果につきまして農家の皆さんに公表できないか、ということでのご質問かと思えます。数値につきましては、川棚町の数値っていうのがありますのでホームページ等でですね、公表できないか検討をしたいと思います。以上です。

議 _____ **長** 堀田議員。

10番堀田 はい、お願いしときます。

次に7番のですね、都市部から農業を体験する交流計画の考えはということでしたけど、先ほど町長の答弁の中で棚田に関する法律ができていますよとございますけど、いろいろなことをここでできないか検討してみたいということでしたので、ひとつ提案ですけど稲作が終わったあとに棚田においてキャンプ、あるいは稲の水をためる前にキャンプあたりを計画をしてですね、そしてその参加者に棚田米とか、あるいは特産物とか、あるいは猪肉とかそういうのを提供して募集をされてそこでキャンプをして交流を深めてもらうというのは、計画をしてもらいたいと思えますけど、どうでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。議員から今、田んぼでキャンプをせろと、というようなご提言がありましたけど、どうでしょうか。川棚町には一般キャンプ場、教育キャンプ場がありますのでそういった発想に私は至りません。先ほど私が言いました新しい棚田の関係の法案・制度、それによってそういったものができるかどうか、そしてそういったものが農業者が期待されているのか今後担当課の方で調査をさせます。逆に農地が荒らされるということにはならないのでしょうか。そういったことが危惧されまして、必ずしも今、議員が提案されたような田んぼでキャンプということについてはいか

がなものかと、このように思います。

議 長 堀田議員。

10番堀田 はい。これはですね、言うごとと棚田を理解してもらおうということと、それから都市部からそういった人が見えると農業に関心を持ってもらうということですね、そうするとそこの住民の方と話し合いしながら、あるいはこういった先ほどから言ってますけど後継者不足になっていて棚田の保全が難しくなるということでもありますので、そういったキャンプをする都市部から呼び込んでキャンプをすることによってそこに棚田の理解を深めてもらって、一緒になってしてもらおうという計画と思ったんですけど、地域住民の方と検討をしながらお願いしたいと思います。

それから8番目の旬ごとに農産物を提供できないかということですけど、本町には特産品が結構ありまして、給食センター、そういった町内の飲食店で長崎和牛をはじめですね、小串トマトとかそういったものが提供されていると思うんですけど、給食センターにおいて例えば小串トマトを5月なら5月に1個ずつあげるとか、あるいはそれに伴ってアスパラを入れるとか、あるいは牛肉を何月かに提供できるかっていうそういったことは今のところやられていないんですよ。

議 長 教育次長。

教育次長 はい。給食センターの方では1食あたりの限られた予算を使ってですね、地元産を使う期間というのを県でも設けられておりまして、町内の地場産品についても丸ごと1個というような提供はたぶんできていないとは思いますが、そうした地場産品を旬の時期に提供するような機会は設けております。農協などを通して交流をして現状給食の中でも提供しております。以上です

議 長 堀田議員。

10番堀田 はい。これはよその地区であった話なんですけど、そういった給食センターあるいは飲食店においてですね、地場産あたりの農産物を使うときに、その使った量に応じて月額の補助制度を設けている地区もあるようなんですけど、そういったことは考えられませんか。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。本町の農産物については、ほとんどが

J Aが取りまとめて、そして出荷をされております。そういったことでまず、例えばふるさと応援寄附金の返礼品として小串トマトを提供したいということでご相談したときもなかなか先に進まなかったんですが、まずそのJ Aさんに協力していただけるかどうか、という大きな課題もあります。そしてその基本的に町内の特産品は一般的に、例えばトマトにしても長崎和牛にしても割高ですね、単価が。したがって町内の店舗で扱うとなった場合にはやっぱりそれなりの補助がなければ意外とそれは進まないんだろうと思います。観光協会あたりではですね、そこをしっかりと町内のものを使っていきたいということで米などは木場の棚田米などを利用されておりますけれども、そういった難しい状況ではありますね。ただ、そういったことで地産地消につながって、そのことによってまた地元農産物の評価が上がっていけばそれなりの事業効果はあるものと思います。担当課の方で研究させてみたいと思います。

議 _____ **長** 堀田議員。

1 0 番 堀 田 はい。次9番目、農作業事故を起こさないために周知、これもほとんどは実際言ったら農協あたり、あるいは共済組合あたりが周知をするのが本当なんでしょうけど、やはりポスター掲示あるいはそういった認定農業者の方、それから認定農業者以外の耕作者ですね、水稻、畑、そういったところにもやっぱり実行組合単位でチラシは入っているんだろうと思うんですけど、やはり町の広報誌にその時期にですね、例えば5月あるいは9月ですかね、9月の要するに農繁期に入る前に町の広報誌で広報すべきと思うんですけど、その考えはありませんか。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。広報誌に載せてはどうかというご質問だったかと思います。紙面の都合もありますので、どの程度載せられるか、ということもあります。検討してまいります。以上です。

議 _____ **長** 堀田議員。

1 0 番 堀 田 これで質問を終わらせていただきます。

(1 1 : 0 4)

議 _____ **長** ここでしばらく休憩をいたします。

(1 1 : 0 4)

(…休 憩…)

(1 1 : 2 0)

議 長 それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に、堀池浩議員。

5 番 堀 池 はい。議席番号5番堀池浩です。初めに、10月の台風19号による災害、その後の大雨による被害など、これら自然災害により亡くなられた方々並びにご遺族の皆様に哀悼の意を表すとともに、被害を受けられた方々に、心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、1問目、避難対策について質問します。本年10月、台風19号により11県という広範囲の災害や大雨による災害など、近年は豪雨による甚大な被害が相次いでおり、最近の気象庁の警報はレベル5段階で、最終段階では「命を守る行動を」となっています。

災害に備えて各自が、自分の住居周辺の状況や避難所を事前に確認するなど、町民一人ひとりの危機意識の高揚が今こそ必要と思われれます。そこで以下のことを尋ねます。

1つ、洪水ハザードマップは、2008年と2015年に作成され該当する世帯のみ配布されていますが、保管しているところが少なく、また土砂災害特別・警戒区域のマップは自治会公民館にしかありません。そこで町内全域の土砂災害特別・警戒区域や洪水ハザードマップ、避難所、気象庁の警報や行政の注意報、災害時の持出品などを表記した、一冊の「避難マニュアル」を作成し、全住民に配布することはできないか。

2つ、先のハザードマップには、避難所が記載されていますが、南部地区には自治会公民館の3箇所しかなく、他はすべて川棚川を渡っていかねばならず、豪雨の時には危険が伴うため、南部地区に避難所を増やすことはできないか。

次に2問目、幼児教育・保育無償化について質問します。今回の消費税引き上げに伴い、社会保障制度が子どもからお年寄りまで「全世代型」へと大きく変わり、その最大の柱が幼児教育・保育無償化であります。0歳～2歳までは住民税非課税世帯が、3歳からは全員が保育料無償化となっています。そこで以下のことを尋ねます。

1つ、9月まで本町独自で行っていた第2子と非課税世帯への助成金額

はいくらなのか。

2つ、今回の無償化により、町からの助成額減少はいくらになるのか。

3つ、町独自で、0歳から2歳までの保育料無償化（助成）は検討できないか。以上、壇上での質問を終わります。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 堀池議員のご質問にお答えいたします。

まず、避難対策についてでございますが、現在の洪水ハザードマップは、平成20年に作成し、その後、平成27年に避難所等の修正を行い、ともに川棚川流域の17地区の全ての世帯を始め、関係施設や事業所に配布を行うとともに、その後、関係地区内の転入世帯に対しても住民福祉課において配布し、周知を行ってきているところであります。

この洪水ハザードマップにつきましては、長崎県において令和3年度までに県内20市町の27河川について、想定最大規模の豪雨に係る浸水想定区域図を作成することとなっており、本町の川棚川につきましては、令和元年度末までに作成する計画であるとのことであります。

そこで、本町では新たな浸水想定区域図を反映した川棚川の洪水ハザードマップを令和2年度末までに社会資本整備総合交付金を活用して作成し、過去の配布と同様に対応していくよう計画をいたしております。

土砂災害特別・警戒区域につきましては、区域を示した航空写真を西部地区の自治会公民館には既に配布をし、今後、すべての自治会公民館に配布するよう計画をいたしております。

また、長崎県のハザードマップ作成支援システムを活用して、土砂災害ハザードマップを令和元年度中に作成し、川棚町ホームページに掲載し、閲覧に供する予定といたしております。

令和2年度中に新たに作成する洪水ハザードマップにつきましては、社会資本整備総合交付金を活用して作成する予定ですが、その裏面などに土砂災害警戒区域等を示したマップも併せて載せることができないか検討していきたいと、このように考えております。

しかし議員もご承知のように、本町においては、土砂災害警戒区域が312箇所と、大変箇所数が多いので、1冊に取りまとめて、わかりやすく表示することができるかどうか、そういった課題もあるのではないかと、

このように考えております。

議員からは、「町内全域の土砂災害特別・警戒区域や洪水ハザードマップ、避難場所、気象庁の警報や行政の注意報、災害時の持出品等を表記した、一冊のいわゆる避難マニュアルを作成し、全住民に配布することはできないか」とのご質問であります。避難場所、気象庁の警報や行政の注意報、災害時の持出品等を表記した避難マニュアルの作成については、県内でも作成し全世帯に配布した例があるようでございます。そういったものを参考にして作成や配布について検討を今しているところであります。

しかし、町内全域の土砂災害特別・警戒区域や洪水ハザードマップを1冊のマニュアルの中にまとめて掲載できるかどうかは、その完成を見ないと、現時点では判断できない状況であります。

特に箇所数が多い土砂災害特別・警戒区域につきましては、多くのページ数が必要になると見込まれますので、対応が非常に難しいのではないかとこのようにも思っております。

いずれにいたしましても、作成にあたっては、専門業者への発注が必要であり、多額の経費も要しますので、令和2年度中の新たな洪水ハザードマップの作成を待ったうえで、令和3年度以降の作成について、作業を進めてまいりたいと考えております。

②の「避難所が自治会公民館の3箇所しかない南部地区において避難所を増やすことはできないか」とのご質問であります。ご質問のとおり、南部地区においては、避難所が自治会公民館の3箇所しかなく、それ以外で、避難所に適した、いわゆる公共性のある建物、施設がない状況であります。

避難所を増やす方策としては、区域内において避難所に適した民間施設を所有者の了解を得たうえで指定することなどが考えられますが、あくまでも所有者の了解が大前提であります。

また、本町の避難所につきましては、通常の避難所での生活が困難な避難行動要支援者のための、いわゆる福祉避難所の確保が大きな課題になっております。避難所を増やすことについては、そうしたことも総合的に踏まえて検討していく必要があるとこのように認識をいたしております。

続きまして、第2項目の「幼児教育・保育無償化について」のご質問に

お答えいたします。議員ご指摘のとおり、今年10月からの保育料は、1号認定と2号認定では完全無償化となり、3号認定では一部の対象者が無償化となっております。

1つ目のご質問についてであります。法施行前の本町独自の保育料軽減負担分は、第2子無償化分と保育料を国基準から低く設定していることの差額補填分を合わせますと、9月分で約385万円となります。

続きまして2つ目の、法施行後の町負担の減少額についてのご質問についてであります。町独自の保育料軽減負担分は負担減となっておりますが、無償化に伴う公費負担分や町独自の副食費補助の対象者の拡大、認可外保育施設等の新たな負担が増加しておりますので、トータル的に見えますと月額約19万円の負担減となっております。

3つ目の3号認定者の保育料無償化を検討できないかのご質問であります。国が3号認定者の一部を無償化の対象としなかった理由としては、無償化とした場合、需要喚起がされる可能性があり、0歳から2歳児は特に待機児童が多い関係で、待機児童に拍車がかかる恐れがあることや財源の確保の理由が挙げられているようであります。なお、本町におきまして10月時点での3号認定者の保育料は、児童86名分の約228万円を負担されているようであります。3号認定者を完全無償化した場合、新制度における町負担減額の月額19万円を差し引いても、年額3,200万円の財源が必要となってまいります。これらの理由から3号認定者の保育料を直ちに無償化することは大変厳しいものと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 堀池議員。

5 番 堀 池 はい。この避難マニュアルの件なんですけども、県内でも配布されているということで、私もこれが、黄色いブックがありました。これ49ページにわたるもので、ちょっと字も小さくてわからなかったんですけど、先般たまたま電話帳開きましたらタウンページの方でもこういう防災タウンページというのが出てきたんですけども、これが23ページにわたる分です。で、一番の課題というのが、先ほど言われました、土砂災害区域の広さというところがあったんですけども、この防災タウンページ、この方はですね、これは川棚と波佐見地区を大きい地図でこうやって区分けしているん

ですね。区分けして、その中に特に川棚は1番にあるんですけども、おおよそこの見開きで表記がされています。これは小さいんでこれがA4になればできるんじゃないか。また、こういうふうに分けをして、西部地区、東部地区、南部地区とか、分けをして見開きでやればできるんじゃないかなという感じが私はしております。特に先ほど言いましたようにハザードマップというのは、その区域の所帯だけになっているんですけども、川棚町内をやはりどういう状態なのか、どこに避難したらいいのかとか、これは夜だけではありませんので昼間もありますので、そういう認識が必要じゃないかなと。それだけにこの全域のそういう浸水箇所、浸水予想箇所、または土砂災害の指定の場所というのを全住民がやっぱり認識するのが必要じゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。お答えします。先ほど答弁をいたしましたように、県の方で川棚川については、浸水予想区域の図面を作成するというのでありますので、そういったその図面の作成もあって、今後ハザードマップを作成していきたいと、こう答弁したわけでありまして、そういった議員のご意見もいただきながら、それを参考にしながら、今後作業を担当課で進めるものと思います。以上でございます。

議 _____ **長** 堀池議員。

5 番 堀 池 特にこの近年見てみますと、大きな自然災害が今やいつどこで起こってもおかしくないという状態になっておりますので、令和2年に見直して令和3年度にというお話もありましたけども、できましたら令和2年に見直す時にそれも含めて少しでも早い時期に作成ができるようにと思うんですけど、いかがですか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。それはもう当然そういった努力をしていかなければと思っております。以上でございます。

議 _____ **長** 堀池議員。

5 番 堀 池 次に、南部地区に避難所ということで適した建物がないと、まず所有者の了解が必要だというところでお話があったんですけども、これが私も中に入ったことがないんでよくわからないんですけど、南部地区で一番

大きな建物といえは川棚警察署というのがありますけども、その川棚警察署の中、いろんな情報があるから大変かもしれませんが、おそらく署内には武道場とかそういうのはあるかなと。あるいはなければ会議室とか、そんなところで川棚警察署とまず協定とかそういうのを結べないのかという思いがあるんですけどいかがでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。先ほど冒頭で答弁いたしましたように、そういった適切な施設がないというふうにお答えしましたが、警察署があるんじゃないかということでご提言をいただきましたが、私全く想定しておりませんでした。これについては担当課長から、そういった検討もしているのかどうか答弁をさせます。

議 **長** 総務課長。

総 務 課 長 はい。お答えいたします。川棚警察署はどうかというご提言でありますけれども、私どもではですね、川棚署というのは想定しておりませんでした。ですから投げかけ等も行っておりません。ただ川棚署においてはですね、やはり災害時、警察も非常に大きな役割を担うところであります。ですから本拠地としての機能を優先されるのじゃなかろうかなという考えから想定してなかったものです。ただ聞くことはできますので、そういった問い合わせはしてみたいと考えております。ただ、そういった事情で提供できないということであれば無理にというのは非常に難しいのではないかと、そういうふうと考えております。以上です。

議 **長** 堀池議員。

5 番 堀 池 先ほど言われましたように想定していなかったと、警察署の方はということなんですけど、じゃあそのほかで個人所有の建物になるかと思うんですけども、今までそういう交渉とかされたところはどういうところがあるのでしょうか。

議 **長** 総務課長。

総 務 課 長 はい、お答えいたします。個人所有のところに問い合わせはなかったかというご質問でありますけれども、今回議員からこういうご質問受けまして南部地区には3箇所しかないという、そういう質問をお聞きする以前にですね、そういった民間を避難所として募るというのはですね、南部地

区についてはしておりません。一部ですね、検討の中で、例えば特別養護老人ホームであるとか、そういったものが福祉避難所の候補としてということは考えには入れたことはあるんですが、それ以外の民間施設については全く候補としてあげたこともありませんし、そういう施設の所有者にお問い合わせをしたこともないという、そういう状況であります。以上です。

議 _____ **長** 堀池議員。

5 番 堀 池 特に南部地区というのはどうしても川を渡らなきゃいけないというのがありますので、先ほど警察署の方にも、川棚署の方にもあたっていただくとともに、民間施設、民間の所有の分でやはり何箇所か検討いただいて、避難所を増やすためにあたっていただければと思うんですけども、その点は急ぎお願いするということはできますか。

議 _____ **長** 総務課長。

総 務 課 長 はい。それにつきましてはですね、まずは建物の要件とか、そういった状況をまず把握をしてみる必要があるかなと思います。それをしたうえでですね、適当だというものがありましたらお問い合わせはしたいと思いますが、まずそうした要件が重要じゃないかと、どこでもいいというのは決してないと思いますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

議 _____ **長** 堀池議員。

5 番 堀 池 私の個人の希望なんですけど、できれば令和2年度までに何とか形としてお願いしたいなと思います。

続きまして幼児教育・保育無償化の件でお尋ねします。0歳から2歳までの無償化というのはなかなか財政の方が厳しいと、特にやっぱり3千数百万となると厳しいとは思いますが、先ほど町長お話をされました、町独自の給食助成ですか、確か9月では給食費の無償化云々は厳しいということだったんですけど、すいません私の認識の違いかもしれませんけど、町独自で給食費の負担軽減のために助成の方を考えていると、月19万円ぐらいしか差はありませんよというお答えだったかと思うんですけども、その給食費の助成というのはどういう形で実施されようと思われるのでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。川棚町では第2子以降の給食費の無料化を実施をしております、今度の制度改正によりまして、その方たちが給

食費が自己負担になるという逆転現象が生じました。そこでそういった方たちだけは従来どおり助成をしようということで制度を設けたところであります。これはたぶん9月の議会でそういう発言はしたつもりでございます。そういうことで逆転現象をなくしたということだけの話でございます。以上でございます。

議 _____ **長** 堀池議員。

5 番 堀 池 わかりました。特にこの質問というのは幼児教育無償化になって町の助成がしてた分で、余りの分、これをやはり子供の助成の方に使ってもらいたいという思いで0歳から2歳ということで、極端な話ではしたかと思うんですけども、やはり小さい額かもしれませんが月19万、約20万、年間で240万弱かと思えますけども、この減少した分、またこれが子育て支援の方に新しく使うその使い道といいますか、そういうのは今のところ考えておられないのでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。幼児教育・保育の無償化が10月から実施をされておりました、その中でも全国的に見ますと色々な課題も残っているようであります。そういったことで、それを承った国の方ではいろいろな検討もされているようであります、町といたしましてももう少し他の県内の団体、いわゆる自治体の取り組みとか、あるいは国のそういった制度が今後どのように変わっていくのか、そういったことも少し見極める時間も欲しいなというふうな気がいたしております、今、議員がおっしゃられたようなことについては検討を進めている状況でございます。以上でございます。

議 _____ **長** 堀池議員。

5 番 堀 池 わかりました。10月に導入されたばかりなんで、なかなかその辺の今後の課題、また町によるそういう事務負担とか、そういうのもかなり多くはなってくるかと思うので、そういう課題の方、できましたら急ぎ今年度中くらいに見極めていただいて、新しい助成制度なりそういうのも起案していただければと思います。ちなみに今、私どもが全国で幼児教育・保育無償化に関してのアンケート、実態調査を行ってます。また、その実態調査の、今月は中間発表があるんですけども、全体の発表が出ましたら、また担当課の方にその結果、アンケート結果をまたご報告しますんで、またそれ

も参考にさせていただきながら町政の方をお願いしたいと。で、できましたら先ほど言われたように3,000万相当かかるということはあるんですけども、やはり子ども・子育て支援の方をひとつ、ほかの行政の方の動きも見ないといけないと思うんですけども、川棚町の独自として、またそれも定住策に繋がってくるんじゃないかなという思いもありますので、厚い手当といえますか、そのところをご検討いただければと思います。以上で質問を終わります。

(11:49)

議 _____ **長** ここでしばらく休憩をいたします。

(11:50)

(…休 憩…)

(13:00)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 _____ **長** 次に、水谷末義議員。

1 2 番 水 谷 こんにちは。12番水谷末義でございます。今回一般質問を2項目させていただきます。

まず最初に、川棚町の農業施策について。

農業は、私たちの食を支えています、営農者の高齢化や後継者不足により危機的な状況であると考えております。このような状況の下で、耕作放棄地の増加や農地の荒廃化が進んでいます。国では、認定農業者や営農組織への移行を進めており、小規模零細農業に対しては切り捨てをしている状況でございます。このような中で、現在は法人化への指導を国としてはしております。法人化のメリットは説明が職員を通じてされておりますが、デメリットはあまりされていないというふうに考えております。そのような中で、営農者は混迷をしております。その内容としましては法人化に伴う税理士による申告、あるいは社会保険への加入要請等があるわけでございます。集落営農組織の法人化では対応できる人材の確保は難しい現状でございます。その他に集落営農組織では営農機械や経費等を考慮しても維持することが大変な状況でございます。このようなことから、今後の農業施策について次の3点を町長にお尋ねします。

まず最初に、地域農業を維持するために、川棚町ではどのように対応を考

えているのか。

2 番目でございます。補助要綱は事業名称、あるいは適用内容が短期間に変更をされております。その周知方法についてどのように考えているか。

3 番目に、農地集積や地域農業の減少によって実行組合員の構成が変化しているのではないかと思います。そこで J A へ、これは実行組合は J A 組織でございますので、実行組合の統廃合を打診する考えはないか。

2 番目でございます。農用地見直しに伴う土地利用計画についてでございます。

農地の荒廃化が進む中で、本町の農用地見直しが進められております。農用地見直しに伴い農業振興区域の変更も想定されます。その中で、営農者の高齢と後継者不足によって、上組郷の川良地区が農用地除外予定と聞き及んでおります。当地区は都市計画区域外でありまして、土地利用計画も決まっておられません。そこで、近年の異常気象の発生によって、宅地開発の目的、農地転用には、一般的な災害リスク等が想定されます。この地区は浸水想定が考えられるわけですが、そういうことで注意喚起が必要と考えております。安全・安心なまちづくりを目指す為にも、宅地造成地や企業造成地が最小限の災害にとどまるよう制限をかける考えがないか。以上 2 点を壇上での質問とさせていただきます。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。水谷議員のご質問にお答えいたします。

まず、「川棚町の農業施策について」のご質問にお答えいたしますが、ただいま質問の中では「後継者不足により危機的な状況にある」とのご発言がありました。本町の肥育牛農家や小串トマト組合では、既に後継者の皆様が活躍をされており、本町においては必ずしも危機的な状況であるという表現は、あたらぬのではないかと思いますので、一般的な問題として受け止め答弁をさせていただきます。

まず、「川棚町農業を維持するため、川棚町ではどのような対応を考えているか」との質問であります。このご質問は通告番号 1 番の堀田議員の最初の質問と似通った質問内容と思われそうですが、同様の答弁となりますがお許しをいただきたいと思います。

現在、本町においては、国及び県の農業施策の変化に対応して、農業品目

のうち主要な畜産業、小串トマト・アスパラガス等の施設園芸と、米・麦・大豆等の土地利用型作物を維持・拡大できるような支援を行っているところでもあります。

全国的にも少子高齢化による人口減少は歯止めがきかず、本町におきましても減少傾向にあるようでもあります。

また、農業につきましても農業者の高齢化等により、長崎県全体の農業者は、2040年には現在の3分の1になるというふうな予想がされているところでもあります。

そのようなことから、今の3分の1の人口で同じ面積の農地を維持することは、大変厳しい状況と判断されますので、将来の農業の担い手である認定農業者などに優良農地を集積して、農業者の所得安定を図ることが必要であると、このように考えております。

そのためには、現在建設中であります基幹農道の着実な推進と圃場整備等を実施することにより、担い手が安定して耕作できるような条件を整備する必要があると考えております。

また、担い手や営農組織が中心となって農業を営むことにより、農地、農道、水路などのインフラを守り、集落機能を維持することができると考えておきまして、地域農業の維持のために必要な施策を進めてまいりたいと考えています。

次に、②の「補助要綱は、事業名称や適用内容が短期間に変更されており、その周知方法についてどのように考えているか」との質問ですが、国や県が実施する補助事業につきましても、数年ごとに変更や統合、あるいは廃止等がなされていることは、議員がおっしゃったとおりであります。

この補助事業の活用につきましても、農業者の皆さんの会合や認定農業者の会などでお願いをしているところであり、事業の内容につきましても、国や県が作成している資料等を配布をしながら周知を図っているところでもあります。

また、農業者の皆さんから補助事業について相談を受けた場合は、担当者から事業の内容を詳しく説明をしている状況であります。

国や県の補助事業を受けるためには、事前に打ち合わせを行い、事業採択

の基準となるポイントを確保できるような準備をする必要がありますので、地元等で活用の相談がありましたら、担当課までご連絡をいただければとこのように思っております。

次に、③「農地集積や地域営農者の減少による実行組合の統廃合について、JAに打診する考えはないか」とのご質問であります。議員も今述べられたように実行組合につきましては、JAの組織であり、実行組合の統廃合につきましては、営農者の利益、負担などを鑑みてJAがご判断をされるものと、このように理解をいたしております。

次に、農用地見直しに伴う土地利用計画についてのご質問にお答えします。

現在見直しを行っております農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画は、県が定める農業振興地域の中で、町が農業を推進する区域として農用地区域等を設定するものであります。

今般の見直しを行う中で、上組郷の川良地区につきましては、今、議員がおっしゃったように高齢化や後継者不足のほかに、地域内においてジャンボタニシによる被害や揚水ポンプの維持管理に係る費用等の問題により、水利組合から除外に係る要望等がありましたので、一体として農用地区域から除外予定としているところであります。

議員からは、近年の異常気象の発生により、宅地開発目的の農地転用には、一般的な災害リスクの注意喚起が必要と考えられ、安全なまちづくりを目指す為、宅地造成地や企業造成地が、最小限の災害にとどまるよう制限をかける考えはないかのご質問であります。農地転用の申請につきましては、事業計画や資金計画等に基づき、周囲の農地への影響や事業の確実性等について、地元の農業委員や農地利用最適化推進委員の意見も踏まえて、農業委員会が判断を行うこととされておりますので、答弁は差し控えさせていただきます。

なお、水谷議員もご承知と思いますが、川棚町の開発行為指導要綱では、川棚町における開発区域の面積が、1,000平方メートル以上について適用するとの規定があります。

また、3,000平方メートル以上につきましては、県の許可が必要となりますので、本町独自の制限をかける考えはございません。以上でございます。

す。

議 **長** 水谷議員。

1 2 番 水 谷 はい。まず再質問ということで、川棚町の農業施策について、まず1番目でございますが、これについては私としては、地域の営農ですね、地域営農といいますか集落営農的なものを考えておりました、その中で認定農業者、あるいは畜産とかトマト、アスパラ、こういうものについてはですね、頭になかったものですから、今の町長の答弁が川棚町はそういうふうに思っていないというようなことの話でございましたが、私としましては地域営農組織で立ち上げを町としては推奨をしてきたのではないかとというふうに思っております。そういう中で、それを今度地域の営農組織を今度法人化させるというようなことで指導をされて、そういうところが1箇所あるような状況でございます。その中で一つ私がまずよくわからないものが一つあるんですが、集落営農と法人化との違いをまず教えていただければと思います。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。担当課長から答弁させます。

議 **長** 産業振興課長。

産業振興課長 集落営農と法人化の違いについてのご質問ですが、ちょっと調べておりませんのであとで報告させていただきます。

議 **長** 水谷議員よろしいですか。

議 **長** 水谷議員。

1 2 番 水 谷 あとで回答をいただければと思っております。集落営農に関しては、米・麦・大豆が主体だろうというふうに私は思っているんですね。で、この米・麦・大豆の作付けについても計画的に各地区で検討をして計画書を作っておられるわけですが、米・麦・大豆に関しては特に機械が主体になって、機械利用といいますか、これが主体になるわけですが、それともう一つ、集落でこういう組織的な、法人化的な組織をする場合にはどうしても専門的な、何といいますかね、職員じゃないんですけど、そういうものがないのが、人材的なものがあるわけで、そういうときに補助事業ではいろいろなメニューを説明をされるわけですが、この細部についてのお知らせがほとんどあってないと、あってはいるんでしょうけども、実際その組織がそうい

うものを把握できないというのが現状としてあるんだろうと思います。そういうことで近隣の町村では勉強会みたいなものがあるみたいなんです、川棚町としてもそういう勉強会をですね、開いてやはり集落営農、あるいはこれを追随するほかの地域の営農組織ですね、こういうものが育つように、できれば勉強会みたいなものできないのかなと、あるいは説明会でも構いませんがそういうことができないのかなと、これは職員さんに大分苦勞をかけたわけですが、そういうふうに見える組織にはですね、出向いてちょっと話をするというようなことができないかどうかをお尋ねをします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。今の質問されているようなこともう少し具体的に当初から通告をしていただければよかったです、まず先ほどの集落営農と法人化の違いということにつきましては、これはあとで詳しく担当課長が議員に直接説明をさせていただきますが、要は今、個人個人での営農が非常に厳しくなっているということで、集落で協力しながら農作業を進めていこうという、そういったところが集落営農でありまして、これが発展して法人化、法人にしたものをいわゆる法人化組織といいまして、中山でも一法人発足をされているところでございます。この法人化にした場合には会計面での複式簿記での経理等々が必要となってきますので、それなりの事務ができる職員が必要になってまいりますので、そういうところで法人の方でも苦慮されているのではないかとということで今ご質問があったのではないかとそのように拝察をいたしております。このことにつきましては、まず法人化を進める中で県の担当の方からと、あるいは町の方からも十分説明をして、そして法人の総会の前におきましては、そういった相談があれば指導もしてきているところであります。これにつきましては、事前に講習会等々ができないかとの質問がありましたが、これについては担当課の方で答弁をさせますけれども、基本的にはそういったことで苦慮されているようであれば町に申し出をしていただければ専門家を派遣しての、あるいは県にも相談しながらその対応はできるものと、このように思っておりますので、その旨ご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。水谷議員のご質問の中に近隣の町村では勉強会があっ

ているということでご質問がありましたけども、今現在、波佐見町の方です
ね、勉強会等を行われております。それが波佐見町の場合は法人化が数件
あるということで、川棚の中山の法人につきましても一緒に勉強会を行われ
ているような状況です。ただ、川棚での開催も可能ですので、そこは県と話
し合いをしながら、進めてまいりたいと思っております。以上です。

議 _____ **長** 水谷議員。

1 2 番 水 谷 はい、ありがとうございます。波佐見町で法人化の説明が
あつてということですが、私も直接この組織に入ってるわけじゃないんで
すが、その人から聞いた中では川棚町も一緒にそういうふうな勉強会の場
に入ってもらって、この中山の法人化の手助けをするような考えがないのかな
というのを、苦言的なことを言われていましたのでこういう質問をしている
わけですが、できるだけ川棚では一法人化、集落の法人化ですので、要する
に波佐見は数箇所そういう法人化になっているということですので、波佐見
が主体的に開催をされているということですので、そこに自分たちも行って
るよということの話は聞いてるわけです。ただ、役場の方が同席はしない
ということですので、要するに一方通行的なものがあるので、できれば一緒
にできないかというのが、そういう考え方も示されましたのでここでちょっ
とお話をさせていただくわけです。法人化についてはですね、やはり地域が主
体になって営農組織をやはり活性化させて地域を守っていくという目的がや
はりその中にあるわけですから、できるだけ川棚町全部じゃなくても、要
するにその箇所によってはその地域を守っていくっていうひとつの役目もあ
りますので、そういうことで対応していただければなというふうに思ってお
ります。

もう一つ、これは要望になるかもしれませんが、今、認定農業者で地域の
営農を活性されているところもありますし、あとは地域によっては自分たち
で何人かを、何軒かをまとめて営農をするということもされているかと思
います。それともう一つ認定農業者だったら確か4ヘクタール以上の耕作面積
が必要なのかなというふうに思っておりますけども、ただ、そうすると認定
農業者をした場合には個人なのか、数人でされるのかわかりませんが、そ
ういうふうな方法もあるのかかもしれませんが、いずれにしても農地の法人化
をする場合にですね、この集落的なもので対応をする場合にはどうしても役所

の指導とか、あるいは制度の周知とか、そういうものですね、必要になってくるわけですので、営農者が理解するような説明をですね、お願いをしたいというふうに思っております。

次に、補助要綱等の変更がですね、結構短期間にされる関係があってどうしても机上論では理解をできない、ちょっといえば少し頭が固くなりましてどうしても柔軟性に対応しきれないという方もおられます。そういうことで、この制度についてはですね、十分理解するように周知をしていただきたいというのが、考えております。

もう一つ、3番目ですが、実行組合についてはですね、やはりこれはどうしても農協が主体ということですが、実際、川棚町の行政としてこの実行組合をやはり活用をされるんだろうというふうに思うんですよね、そうするとやはり後継者とか、あとは耕作が少なくなって農地集積等も進んでおりますので、やはり地区によってはどうしても営農活動が個人だけになってしまいうってということもあるんだろうと思うんです。そうすると1人か2人でその地域の実行組合を運営するというようなこともあるのかなというふうに思っておりますので、できるだけこうスリムな、統合してできるだけスリムにした方がいいのかなと、スリムになるかどうかわかりませんが、そういうふうにした方がいいのかなというのが私の考えでございますので、できるだけこう実行組合員そのものに負担のかからないような考え方をするために、今、統廃合の打診をとということでしておりますので、最終的なJAの判断というふうに言われるんですが、役所も確かこの実行組合を活用しているというふうに思いますので、そこら付近の助言についてはですね、今後指示いただきたいというふうに考えております。

3番目はあくまでも要望みたいなことになっておりますので、次に2点目にいきたいと思っております。確かにですね、この農地見直しに伴う土地利用計画については開発面積とか、そういうものは確かに私もあるんですが、ただ、個人の売買で個人が造成をして家を建てるとした場合に、この地域は用水路が、田んぼから田んぼにそのまま移るような用水路しかないと思っております。そうすると宅地開発をしたら、どうしても用水路と道路がないんじゃないかというふうに思っております。そういうことで、この関係者をですね、やはりどういうふうに今後していきたいのかというものが、私は今の状況では見え

てないと、だから個人さんのそれは考えだよ、ということで終わらせれば、災害はどうしてもついて回るのではないかというふうに思いますので、この地域にやはり家を構えたいという方がおられれば、一つでも災害リスクを減らしていくような考え方で対応をしていただきたいというのがこの質問内容でございますので、そういうことをご理解をいただきたいと思います。ただ、ここは都市計画区域外ですが、先ほど川棚町の確か開発行為の分では指導要綱では1,000平米があるかと思えます。ただ3,000平米ということで言われたんですが、これは都市計画法上の3,000平米なのかなというふうに私は理解しているんですが、それが間違いかどうかをちょっと確認をしたいと思えます。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 先ほど町長が述べました3,000平米以上につきましては、県の許可が必要ということでですね、説明をしました。都市計画区域内においては10,000平米が開発区域になる、もとい、すいません、失礼しました。都市計画区域内が3,000平米、区域外が10,000平米です。以上です。

議 _____ **長** 水谷議員。

1 2 番 水 谷 私の認識違いではなかったような感じの答弁でございましたが、いずれにしてもこの地域はどういう土地利用の仕方をされるか、それはもうそれぞれの個人さんの考え方ではあるんですが、一定のまとまりがあって造成をするというふうになった場合には、この地域は確か2メートル程度の浸水が想定されるのではないかというふうに思っております。そういうことからすると、やはり2メートルとなるともう家の軒先くらいまでは十分水が入るといような状態になりますし、もうひとつ排水路の問題、道路の問題、ここら付近はもう受益者であれば関係してくるのは、受益者であればですね、避けては通れない状況だろうと思えます。ですから、ここら付近についてはですね、十分、農地転用が容易になるということの話も聞きましたので、そうするとやはり農地転用をしたときにですね、やはり個人にあまり制約をかけるわけにもいきませんので、町としてできる範囲のですね、指導、あるいは災害にとどまるような注意喚起をしていただきたいというのが現状です。そこで付近について何かこう、できるものがあるかどうかをお尋

ねをしたいと思います。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。今、上組の川良地区の話でございますけれども、現在は農業振興地域内の農用地の指定をされておりますので、転用はできない状況であります。これは先ほど言いましたような理由で除外をしようとしております。そこで、これが農用地でなくなりますと一般の農地でありますので、今後転用が進むんじゃないかという、そういったお考えでのご質問だろうと思うわけでございますが、ここは農用地でございますので、当然都市計画区域ではありません。したがってこれが除外になりますと、いわゆる農振地域でもないし、また、都市計画区域でもないということで、ここを宅地開発する場合には、先ほど言いました町の要綱、あるいは県の要綱等の規制しかかからないということでご心配をされていると思います。しかし現状ではあくまでも農地の状況でございますので、これが農地が転用される場合には、農業委員会の方で転用申請書を受け付けて審査をされることになっておりますので、あくまでも、現在では農業委員会の判断ということにしか、私の方からは答弁できない、ということをご理解をいただきたいと思います。

それから、前段の質問の中で、答弁はいらないとおっしゃいましたけれども、補助制度等々が年々あるいは頻繁に変更になると、あるいは統廃合されると、廃止になると、いうことから農業者も大変苦慮しているというお話の中で説明を具体的にわかりやすくしてくれるような要望がありましたが、担当職員もこれについては大変苦慮しております。一所懸命勉強しながら随時具体的な説明を今後ともさせる努力をしてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、1点だけちょっと思ったんですけど、実行組合の統廃合につきましても冒頭であくまでもJAの組織ですから、私の方からはいろいろ言えないというような答弁をさせていただきました。今、水谷議員からはもっと統廃合をして、そしてスリムにしてもらいたいですがスリムになるかどうかはわからないけどというような発言がありまして、私のそれが具体的にこの実行組合のあり方についてはどうあるべきかは、今、論じるつもりはありませんけれども、そういう思いはもっております。現在この実行組合を活用しての

町の関わり方としては、年2回実行組合が開催された折に、1回目は農協主催で2回目は町主催で開催をされたりしたりしておりますので、そういったことで町が全く関係はしないということではありませんので、ぜひご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議 _____ **長** 水谷議員。

1 2 番 水 谷 最後に要望だけさせていただきたいと思います。先ほどから言っております農用地の見直しに伴う土地利用計画についてですが、やはり何度も言いますが、やはり災害のないまちづくり、あるいは安心・安全まちづくりをするためには、どうしてもある程度の規制をかけないと、私はどうしても住民の安心には繋がらないのかなと思っています。それともう一つ地域の方の思いもわかりはするんですが、やはり道路と排水路関係がですね、ぴしゃっと整備していないと、やはり今後ここは宅地開発が進むんではないかというふうな危惧もしておりますので、そこら付近については農業委員会の申請とかそういうものがあつた時に十分検証をしていただいて、周知をしていただいて、災害リスクを少なくしてもらうようお願いをしたいと思います。以上で終わります。

(1 3 : 3 8)

議 _____ **長** 次に、田口一信議員。

8 番 田 口 議席番号8番田口です。2項目について質問をいたします。

最初に石木ダム地権者の移転支援についてということですが。

6月議会でこの質問をした時には、まず移転していただく状況になることが大事であるという答弁でありましたけれども、土地収用委員会の裁決に基づいて、9月に地権者の土地の権利が事業者に移転し、11月18日に土地の明渡期限も過ぎまして、地権者の方は移転を余儀なくされている状況にあります。

この移転を余儀なくされている状況ということについて、もう少し補足的に申し上げますけれども、余儀なくされている状況というのは、既に賛成・反対をいう段階でないと、移転をする義務を行政庁から課されているという状態であるということです。移転せよという行政庁の命令を受けていると断言していいわけではございません。

そして、その行政庁というものは、ダム事業者である県ではありません。

ダム事業者である県というのは、民営鉄道会社や電力会社とか、電話会社、あるいは高速道路会社といったものと同じレベルでありますけれども、事業認定を出している行政庁、あるいは土地の収用裁決を出している行政庁というものは、それぞれ、そういった県とは全く違う行政機関であります。これは国のレベルにさかのぼっていても同じでありまして、ダム建設を所管する行政とは全く違う行政であるわけです。

行政庁の命令っていうものは、そういった巨大な仕組みの中で出されているものであります。しかもその行政庁の命令っていうものは強制力があるわけです。

なぜ移転せよという行政庁の命令が出されたかといえば、下流域の町民の生命財産の安全確保のため、ということでありまして、そのために川原の人たちに移転してもらう必要があるという意味であります。それは、司法の場でも支持されております。なお、司法は積極的に支持をするわけではありまないので、消極的支持、すなわちおかしくはない、というのが司法の支持の形です。いずれにせよ行政庁の命令は強制力があるので、決して甘く見てはいけないというふうなことを私は申し上げたいと思っております。

したがって、地権者の方たちには、早急に移転の具体的な方法を考えて、取りかかってもらわなければならないという状況にあるということになります。

こういった状況でありますので、しかもその移転というものは、先ほど言いましたように、下流域の町民の安全を守るためのことということで、大変意義のあるということも言えるわけであります。したがって私は、地権者の方々に早急に円満にご協力していただくことを心から希望しておりますし、町としても、積極的にその移転を支援すべきであると思っております。

そういうことでこの質問文に戻りますが、町も移転を積極的に支援をするという考えは6月議会でも示されておりますけれども、具体的にはどのような支援をすることを考えておられるのかお聞きしたいと思います。

それから第2点目ですが、終活登録制度の新設についてということでございます。

亡くなった方の意向を尊重しながら、円満に財産を継承するための制度として遺言の制度があります。また、遺言書とは別にいろいろのことをメモ的

に書き残しておくエンディングノートというものを作る人たちも最近増えてきているようでございます。しかし問題なのは、遺言書やエンディングノートというものは人に見られやすい状態にしておくのは適当ではないし、また一方、あまりに深く隠してしまうと亡くなったときにわからないという問題もあるわけです。

来年からは自筆の遺言書を法務局が保管する制度というものも施行されますけれども、より身近な機関であります市町村で遺言書やエンディングノートの保管場所、その他の終活に関連する事項、例えば親族の誰に連絡をすればいいのかとか葬儀社はどこにすればいいのかとか事前に契約していればですね、あるいはお墓の場所はあそこにとか、そういったいろいろな終活に関連する事項を役場に登録しておくようにしますと、特に一人暮らしの人などは安心して生活できると思っております。横須賀市など既に実施している自治体もありますけれども、本町でも、この終活登録制度を実施してはどうかと考えておりますので、町長のお考えをお聞きします。以上、質問いたします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 田口議員のご質問にお答えいたします。

1番目の石木ダム地権者の移転支援についてのご質問についてですが、議員が今、述べられましたように、令和元年11月18日に土地収用法に基づく収用裁決による土地の明渡期限が来たところでありまして、地権者への移転支援の考え方につきましては、令和元年6月定例会の議員の一般質問で答弁をいたしましたように、町といたしましては、移転者個々の考え方もございますので、その個々の考え方を尊重した支援について、しっかりと取り組んでいきたいと、このように申し上げた次第でございます。しかし、報道によりましてと反対地権者は、ここに住み続けたいと言われているようでありまして、現状では地権者の意向に沿った具体的な支援を講じる、そういった状況にはないとこのように今、判断をいたしております。

ただ、長崎県においては石木郷に整備された代替宅地は、全体で29区画整備され、既に21区画に移転されておりますので、残りが8区画となっております。

現在反対されている13世帯全てが石木地区代替地に移転できないことか

ら、新たな代替地が必要になってくるものと思いますので、こういった状況になった場合には、しっかりと支援をしてまいりたいと考えております。

また、町のダム対策室職員を10月にダム建設に係る移転者の生活再建に関する研修会に参加をさせ、一定の対応ができる体制は整えておりますし、長崎県におきましても生活再建の相談窓口を開設されているところでありませう。

今後、県と十分に調整しながら、移転者の思いに沿った支援について、取り組んで行きたいと、このように考えております。

次に、2項目目の終活登録制度の新設についてのご質問にお答えいたします。はじめに、議員が例として挙げられております横須賀市の登録制度の事業内容についてであります。本籍や住所、緊急連絡先、かかりつけ医といった個人情報や遺言書の保管場所や埋葬予定の墓の所在地、延命措置について決めたリビングウィル、いわゆる生前意思やエンディングノートの保管先、臓器提供の有無など、11項目の終活状況を登録をしてもらい、いざというとき登録者に代わって市が、病院、消防、福祉事務所、警察、登録者が指定した方からの問い合わせに答えるというそういった事業であるとのことであります。制度構築の主な理由としては、大都市で問題となっている引き取り手がいない遺骨の割合が10%に向かって増加をしているようであり、そのため、公費で火葬等に要する支出が膨大な金額になっており、その解消策のひとつとして終活支援事業を始めたこと、このようなことであります。制度開始から半年後の新聞報道によりますと、95件の登録があり、終活情報の伝達は1件あったとのことであります。こういった終活登録制度の新設についてであります。一人暮らしの高齢者が増え、親族関係が希薄化する中、このような事業の重要性は感じておりますが、この11項目を見ますと多くの項目で現在地区のご協力のもと構築をいたしております川棚町地域見守りネットワークの登録内容とほぼ同じであります。したがって新たな制度の構築ではなく、既存の地域見守りネットワークにおいて本人が希望される情報の記載や新たに必要な情報項目を増やすなどの取り組みができないか、今検討をしているところであります。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 まず、その移転者の移転支援についてということについてですが、今、答弁あったように具体的に支援をするということを考える段階になったら積極的にするというふうなことのようですけども、現状でちょっと考え方をお聞きしたいんですが、ちょっと古くなりますけれども、久保知事などは移転の支援に加えて職業の斡旋とか、あるいは農地の斡旋とかいうようなこともしますっていうような話をされておったようですけども、そういったことについても支援をしていこうという考えなのでしょうかどうでしょうか、そこを聞きます。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。先ほど言いましたように、移転者の意向に沿った支援をすべきだろうと、こう考えております。したがって、そういった個々の要望がございましたら、そういった支援もしなければいけないだろうと、こう今は考えております。以上でございます。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 それにしてもですね、期限が過ぎてるんで早急に取りかかってもらわなければならないわけなんです。ので、例えば町としてそのように積極的に支援を考えておりますよっていうようなこととかを話し、具体的な要望を聞かせてくださいというような、そういった場を設定をするということについては、町としてですよ、地権者の皆様方の要望を聞かせてくださいという場を設定をして、それこそ具体的な要望を聞いていくというようなことが必要なのではないかと思いますけど、そういうことについてはどのようにお考えでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。先ほども言いましたように、そういった状況になれば当然積極的にそういう機会を設けることが必要だろうと思います。今、反対地権者の皆さん方は、知事の方からぜひ面談をしたいというようなことで話がされておりますので、そういったまず機会をとっていただくことが先決ではないかと思えます。そういった中で、川棚町の出番が出てくれば、積極的にお話をさせていただきたいというふうな考え方でおります。以上でございます。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 はい。むしろしかし、川棚町の方が先に出ていくということ
はできないんですか。町側が県側の動きを待つよりは、町の方が先に、特に
町民のためのことであるし、川原の町民のためのことでもありますのでね、
下流域の町民も町民だし、川原の人も町民だし、その人たちのためのこと
ありますので、むしろ町の方が先に出るといふことの方が大事なのではない
かと思いますが、どうでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。議員がおっしゃるようなことについて
は十分理解はいたしますけれども、現状では先ほど言いましたようにまだそ
こに住み続けたいということで反対をされておりますので、そういった状況
の中で、さあ、移転先についてご相談乗りましようかと、そういった状況に
は私は向けていけないというふうに思っております。あくまでも、知事との
話し合いが進んで、そういった状況が生まれたときに川棚町としてはそう
いった支援策についてのご相談に応じるということなのではないかと、この
ように理解をいたしております。今、議員のおっしゃったようなことで川棚
町がそういった支援策についてご相談に乗りたいというふうなことで申し上
げてもですね、現状では反対地権者の皆さん方まだそういう状況にはない
ということを多分おっしゃるのではないかと、そのような状況を考えながら、
今、議員がおっしゃったようなことを進めるということについてはいかがな
ものかこのように考えます。以上でございます。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 しかしもう1点が、突っ込んでおきたいんですけど、要する
にもう反対とか言っておれるような段階ではないわけですよ、今現在。もう
既に収用裁決も出た、明渡期限も過ぎたという状態なので、もうそういう状
態ではないですよと、住み続けたいというようなことを本当に悪いですがど
も、そういうふうなことを言っておれるような状態ではないんですよという
ふうなことを、積極的に言っていくべきじゃないかなと、待つんじゃなく
て、言っていって、だから移転は支援しますからご協力お願いしますとい
うことを言っていく必要があるんじゃないかと思うんですよね。そこについ
てのもうちょっと積極的な考えを聞きたいなと思っているんですけど、いか
がでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。そういった移転についてのですね、町としての権限はありませんので、そういった積極的にそのことをお願いできる立場にはないというふうに私は思っております。議員のおっしゃることはよくわかりますけれども、やはり地権者の皆様方の考えはやっぱり尊重して、そしてまだそこに住み続けたいと言っていると思いますので、それは同じ町民として理解できますので、やっぱり知事さんとの話し合いによって、そして円満に解決ができればと、また、望んでおりますのでそういった状況になることを期待をいたしております。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 しつこく申し上げますけども、知事さんとの、県とのですね、話し合いが重要だっているのはわかりますけども、既に先ほど説明したとおりですが、移転を余儀なくされているというのはですね、知事との話し合いではないと、知事との関係ではないという、行政そのものからそういう命令を受けているんだということであって、その町の立場でもないと言われますが町の立場でもあるわけですよ。地権者は知事から言われてんじゃなくて、行政全体からもう移転するよという命令を受けてるという状況でありますのでね、県に任せるんじゃなくてもう町民自身の問題であるというふうなことをですね、認識していただきたいと思ってるんですけど、私の言ってることおわかりでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。もう何回も言いましたように十分理解はいたしております。以上でございます。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 それではと、終活登録制度についてですけども、現状では見守りネットワークとの内容が同じようなのでその充実を図っていく、のような答弁であったと思います。それで、それはそれでもよいと思うんですが、いずれにせよ高齢の方たちがやっぱり安心して暮らせるようなそういったまちにしていくためにですね、そういった自分が死んだあとにこうやってほしいということを何らかの形で親族やなんかにスムーズに伝えていくというふうなことを、そういう仕組みを作っていくことが必要ではないかという

のが趣旨であります。それに関連することですけれども、そういった終活事項を登録をするということの前にですね、もう一つ、そもそもどのようにすればいいのか、お墓とか葬儀とかをどうすればいいんだろうかというようなそういった終活事項について、相談に乗るという体制も整備をする必要があるのではないかなというふうなことを思うわけです。ので、役場の窓口でもそういう相談に乗りますよっていう体制でもよいと思うんですけども、あるいは各地区ごとにそういう民生委員さんが高齢の方、独居の方たちを回っておられるわけなので、民生委員さんたちへの研修を充実してそういった終活事項についての相談に詳しく乗っていただくような体制をつくっていくということが大事ではないかと思うんですけど、ちょっとこれは通告、登録制度からちょっとずれますが、その延長としてですね、そういうことも考えられますけど、どのようにお考えかをちょっとお聞きしたいと思います。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。この就活登録制度につきましては、今後の高齢化社会を迎える中では大変大きな意味を持つのではないかというふうに思います。そこで、担当課の方では横須賀市の例を十分調査をして、今後どう取り組むかについては検討もしているようであります。当面は、先ほど言いましたように、川棚町地域見守りネットワークの情報とほぼ似通った情報を保管、管理するということをございましたので、それを拡充していきたいということで申し上げましたが、この件については担当課の方でも十分今、検討しておりますので、担当課長から答弁をさせます。以上でございます。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。住民福祉課の方から、お答えをさせていただきたいと思えます。

先ほど田口議員が言われましたとおり、まず終活の登録制度という前にまずは高齢者等にはこれからノート、終活ノートであるとかエンディングノートとか言い方がありますがけれども、その内容であるとか、必要性、作成方法の講習会、周知等が必要ではないかと考えております。この高齢者等への終活支援事業につきましては、厚労省も推進をしております、今、健康推進課の地域包括支援センターにおいても、この終活についての講習会を実

施しているところであります。本日ですね、12月5日の3時半からその講習会を、今まさに開いて、開く予定でありまして、この住民の講座、地域住民講座につきましては民生員会の中でも介護保険係の方から周知をしていただきまして、民生委員の方にも参加を呼びかけているという状況であります。以上です。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 特に高齢者がどんどん増えている状況でありますし、非常にこの終活っていうものは大事な事項であると思いますので、町としても積極的に取り組んでいただきたいと思っております。そのお考えをお聞きします。

議 長 町長。

町 長 はい。先ほども申し上げましたように、もう私もそろそろ後期高齢者になって、そういった時期を迎えることは間違いありません。そういったことでこれからやっぱりそういった方々が増えていくだろうと、こう思っております。これはこれから大切な制度の構築だろうと思っております。今、担当課長も申し上げましたように既に担当課では研究も進めておりますので、今田口議員のご提言に沿った方向で調査研究をしてまいりたいと思います。以上でございます。

(14:06)

議 長 ここでしばらく休憩をいたします。

(14:06)

(…休 憩…)

(14:20)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に、高以良壽人議員。

9 番 高 以 良 議席番号9番高以良です。自主防災組織の育成についてということで質問いたします。

近年、全国各地で地震や台風、大雨などによる大規模な自然災害が相次いで発生しており、気候変動の影響などもあって、このような災害はいつでもどこでも発生する可能性があることを念頭において防災体制を整えておく必要があります。

大地震や台風、豪雨などの自然現象は人の力では食い止めることはできませんが、災害による被害は日ごろの努力によって減らすことは可能であり、普段からの防災・減災のための取り組みが大切であります。また、大規模な災害が発生した場合は、行政による対応のみでは被災者の救助等には限界があるため、自分の命は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るという意識のもとに、住民同士がお互いに協力し合って組織的に防災活動に取り組むことが必要であります。

本町ではこれまでも、川棚町総合計画や地域防災計画に基づき、災害に強いまちづくりの一環として自主防災組織の育成に取り組まれています。最近の全国各地での災害発生状況等に鑑みて、なお一層取り組みを強化する必要があると考えます。そこで、本町の自主防災組織の育成に関して、次のことについて尋ねます。

1点目、現在の自主防災組織の結成状況を担当課に訪ねたところ、町内37地区のうち28地区で結成されているということでした。結成率としては76%ということになりますが、この状況をどのように捉えておられるか尋ねます。

2点目、自主防災組織の未結成地区に対しては町が積極的に結成の働きかけをする必要があると思いますが、どのように考えておられるか尋ねます。

3点目、既に自主防災組織が結成されている地区に対しては活動状況の把握と、平常時の活動に対する支援が必要と思いますが、どのように考えておられるか尋ねます。

4点目、自主防災組織の活動を活性化するためには、防災に関する基本的な知識や技術を身に付けてリーダー的な立場で活動していただく人材が必要ですが、そのような自主防災リーダーの育成についてはどのように考えておられるか尋ねます。

5点目、地域防災の担い手となる人材を育成するため、日本防災士機構が認証する防災士の資格取得を推進する考えはないか尋ねます。以上です。

議 _____ 長 町長。

町 _____ 長 高以良議員の自主防災組織の育成についてのご質問にお答え

いたします。

今、5つの点について質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

1点目の現在の自主防災組織の結成状況についてであります。町内37地区中28地区において結成済みであり、結成率は75.6%となっております。

平成30年度から今日まで新たな結成はあっておらず、停滞している状況にあります。

比較的世帯数が少ない規模の小さな地区が残っている傾向にあり、未結成の地区におきましては、地区の規模が小さく普段から相互扶助や連帯の意識が高いので、わざわざ組織として結成する必要性がないとの意見もあっているようではありますが、すべての地区において自主防災組織を結成していただくようこれからも引き続き努力をしていきたいと思っております。

2点目の未結成地区に対しては町が積極的に結成の働きかけをする必要があると思うが、とのことではありますが、毎年、年末の総代会議におきまして、結成状況の表を配布をいたしまして、結成をお願いしているほか、未結成地区に対しましては、個別に文書で結成を要請しているところであります。文書の中には、自主防災組織の結成の必要性や組織体制、活動内容、規約や防災計画のひな型などを示した手引書を同封しているほか、結成時には1地区当たり5万円を上限として資機材を現物支給すること、また、要請があれば地区の話し合いなどに担当職員を派遣して説明を行うなどの支援を用意していることを記載し、結成をお願いしているところであります。

3点目の各組織の活動状況の把握と、平常時の活動に対する支援が必要と思うが、とのご質問ではありますが、行政側から各組織の活動状況について報告を求めるなど、各地区の活動状況をつぶさに把握しているものではありませんが、自主防災組織における避難訓練や研修に際して講師派遣や消防団の参加要請があれば必ず対応をしており、そのような取り組みを行う地区については、どのような訓練等を行っているかは把握しており、また、講師派遣や消防団の参加についても支援を行っているところであります。

4点目の自主防災組織の活動を活性化するためのリーダーの育成についてであります。リーダーの育成・確保は大変重要なことであると考えており

ます。そのようなことから、毎年、長崎県防災推進員、いわゆる自主防災リーダー、この養成講座の受講について、受講した住民がいない地区を対象に募集を行い、受講者には旅費を支給することにより、自治会におけるリーダー養成についての支援を行っているところであります。

5点目の地域防災の担い手となる人材を育成するため、日本防災士機構が認証する防災士の資格取得を推進する考えはないか、とのことでありますが、4点目のご質問でお答えいたしました、長崎県防災推進員養成講座につきましては、3日間すべての講座を受講修了した場合は、防災士資格取得試験の受験資格が与えられることになっております。

防災士の資格取得のためには、受験料、認証料が必要であります。それらの費用については、資格を取得する方の個人負担としており、町から補助は行っておりません。

このことにつきましては、予算的にも限りがありますので、現行どおり受講に対して旅費を支給することにより、リーダー役の育成のための受講機会の拡大を図るとともに、図ることに主眼を置きたいと考えておりますので、消防士の資格取得につきましては、受講者の判断に委ねることといたしておりますが、資格をできるだけ多くの方に取得していただきたいと、このように考えております。以上、答弁いたします。

議 長 高以良議員。

9 番 高 以 良 まず1問目ですが、自主防災組織の必要性は認めておられて、すべての地区で自主防災組織を結成を進めたいということでしたが、いつ頃までにどれ位の結成率といいますかね、100%にするのをいつ頃までと目標があるのか、あるいは例えば3年間のうちに何地区とか、そういう目標のようなものがあるのかどうか確認したいと思いますが。

議 長 町長。

町 長 担当課長から答弁をさせます。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。それでは目標ですね、についてお答えします。今のところ特段、具体的な数値目標というものは定めておりません。しかしながら、結成についてはですね、なるべく早い時期に100%の地区で結成をいただきたいということで考えております。以上です。

議 長 高以良議員。

9 番高以良 目標については今のところ具体的なものはないようで、できるだけ早くということですが、ぜひ早急に100%できるように取り組みをお願いをしたいと思います。

それからですね、2問目ですが、自主防災組織の未結成地区への積極的な働きかけですが、年末の総代会などでお願いをしたり、未結成地区については文書等でお願いをしてきているという答弁でありました。先ほどの目標年度とも関係をしますけども、川棚町の総合計画とか、地域防災計画書、そういったものでも自主防災組織へ積極的に結成を進めるということも謳ってありますのでですね、通り一遍的な文書でのお願いとか、あるいは総代会でのお願いということではなくてですね、総務課、担当課が総務課になると思いますがその総務課の職員さんとか、あるいは地区担当職員制度があると思いますが、そういった職員さんたちも積極的に個別にそれぞれの地区に出向いたりして、具体的にその自主防災組織を結成することについての話し合いなどはできないのか、その点についてお尋ねをいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。お答えいたします。職員が出向いてそういうお願いして、ということではありますが、この点ですね、ちょっと私も反省をしております。といいますのが、これが自主防災組織の結成が平成25年度から初めまして、29年度までは比較的スムーズに結成をしていただいたところです。そして、30年度が結成0という状況でその状況が令和元年度も続いたということですね、この辺は先ほど言いましたように29年度まではスムーズにお願いして進んでたということですね、そういったことでそれがもう停滞時期に入っていることは、ご質問のとおりですね、承知をしております、この辺につきましてはやはり専門性のある総務課の防災交通係担当職員がですね、出向いて、直にお願いするとかそういったことを今後取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

議 長 高以良議員。

9 番高以良 結成ができない理由を先ほど町長が述べられて、世帯数が少ない地区で日ごろから連携が取れているというようなそういうことも理由の一つのように話がありましたが、そういったことを一つずつ問題点・課題と

かを拾い出してですね、そのそれぞれの理由とか問題点をそれぞれ一つずつ解決していけば、結成も早くできるようになるのではないかなというふうに思いますが、先ほど町長が答弁の中で言われたようなもののほかに、まだ結成に至っていない問題となるような事項があるのかどうか、そこら辺については把握ができていますのかお尋ねします。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 最初の町長の答弁の中で比較的小さい地区においては日ごろからの連帯ができるということで、これは実際に意見としてお聞きしたことがあります。ただそれ以外についてはですね、特に原因というものを個別事項として把握はしておりません。ですから議員からご提言いただいたようにですね、未結成地区につきましては担当職員が出向いてそういったヒアリング等行ってですね、結成の課題、問題点、こういったのをたぶんいろいろ地区によって事情が異なるだろうと思います。そういったのを聞き取りをしながらですね、結成について進めていくように取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

議 _____ **長** 高以良議員。

9 番高以良 まだその結成に至っていない地区に対しては、自主防災組織を結成するためにどういうふうな手順を進めていけばいいのか、あるいはその結成したあとどういったことをしていけばいいのかというのがよくわかっておられない地区もあるのではないかなというふうに思います。そこら辺がある程度わかっていただければ結成も少しでも早くできるのではないかなというふうに思いますので、既に結成されている地区のですね、結成に至るまでの経過とか、取り組み、それから今現在どういった自主防災組織としての活動をしてるのか、そういったことについての情報交換をしたりする場も設けていただければさらに結成がよりスムーズに進むのではないかなというふうに思いますけど、そういったことをする考えはありませんか。お尋ねします。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 現在、結成いただいて熱心に取り組んでいただいている地区、これについては把握をしております。だいたいそういった地区におかれましてはですね、ほぼ例年、消防であるとか、気象台であるとか、そういったと

こへの専門職員の派遣をお願いがあって、それに応えてる、あるいは消防団の出動ですね、参加もお願いされてそれにお応えをしている、あるいは担当職員が出向いている場合もあります。そうした中でですね、日ごろの活動であるとかそういったのはおおよそ把握をしてるんですが、結成に至った経緯というのは特に把握をしておりません。そういったものは今後聞き取りをして参考とするのかどうかはですね、ちょっと判断をさせていただきたいと思います。また、そういった地区との情報交換の場を設ける、そういったのも意見としてお聞きをしておいてですね、取り組みの中で参考とさせていただきたいと考えております。以上です。

議 _____ **長** 高以良議員。

9 番高以良 はい。3点目の支援のことについてですが、結成当初には先ほど答弁の中でありました、結成当初に一度だけだと思いますが5万円程度の資機材が支給されているようです。自主防災組織としての活動を充実させるためには結成後の活動についても何らかの形での支援が必要というふうに思いますけども、自主防災組織での訓練その他の活動に対して、金額はなかなか予算的なこともあると思いますので多額を出すこともできないと思いますけれども、資金面での支援というものができないのか、考えはないのか、お尋ねしたいと思います。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 議員ご指摘のとおりですね、結成時のみは5万円程度の資機材の支給ということをしております。それで今後、結成後の支援ですね、これもどういう形態をとって活動を熱心にやっていただくのか、これは課題として考えております。ただもうひとつあるのがですね、防災に関しましては備蓄品というのでも大きな課題としてあります。それも双方大変予算がかかってまいります。それらをですね、比較・考慮いたしまして、防災の備えとしてどのような形態がいいのかですね、それは研究課題としておりますのでここでは結成時の支援についてですね、具体的には答える状況ではありません。ただしそういう考えは持っているという、そのことについてはですね、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

議 _____ **長** 高以良議員。

9 番高以良 ちょっと今の確認ですが、先ほど総務課長の答弁の中に「結

成時の支援については」という言葉があったように思いますが、「結成後の支援」ということで理解していいんですかね。確認の意味でお尋ねします。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 はい。もう一度確認ということで答弁いたしますけれども、結成時には5万円程度の資機材を支給をしていると、ですから今現在は結成時のみということですね。その後の結成後の支援、これはこれからの検討課題であると、そういうふうに考えております。そして、その際やはりもう一つの大きなテーマとして備蓄品ですね、これが非常に大きなテーマとして考えております。これは備蓄品は当然消費期限というものもありますし、定期的に取り換えていかないといけない、ですからそれも非常に大きな経費がかかってまいります。そういったものと比較・考慮をしたうえでですね、限られた予算でありますので、そういう備えが災害の対策としてより良い方法なのか、これを検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議 _____ **長** 高以良議員。

9番高以良 4点目のリーダーの育成の件でお尋ねしますが、県主催の防災推進の養成講座にも参加をしてもらっていて、年によって差があるようです。町としてはこれまで受講者がいなかった地区を中心に参加を呼びかけているということですが、県主催の養成講座についてはホームページなどで調べてみると、佐世保あたりで開催されることもありますけども、年によっては離島とか遠隔の地域、県本土であっても遠隔であったりということではなか川棚町から距離的に参加しにくいところで開催されたりする年もあるようで、年度によっては参加者がなかったりという年もあるようです。そこでですね、できれば一人でも多くの人に参加をしてもらうために、できれば川棚町内、あるいは郡内で県主催の養成講座を開催してもらうような県への要請などはできないのか、そういうことをする考えはないかをお尋ねしたいと思います。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 この県の養成講座でありますけれども、議員がご指摘のとおりですね、県内でだいたい例年2箇所開催をされてまして、場所によっては離島であるとか本町から非常に遠い島の地域であるとか、いろんな場所

が選定をされているようであります。ただ県から聞いておりますのはですね、県としては全県下でこういう要請を図りたいということで、地域を満遍なく開催したいということですね、そういった持ち回りの状況になっているというふうに聞いております。そして議員からご提言いただいた川棚町内、あるいは郡内で開催できないかということについては、その辺につきましてはですね、県の担当課の方にお聞きをしまして、もしそういう誘致が可能な状況になっているのであればですね、そういう働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

議 _____ **長** 高以良議員。

9 番 高 以 良 リーダー育成にあたってはですね、自主防災組織の活動にいろんな視点からの意見を反映させる必要があると思いますが、そのためには女性のリーダーの育成も必要であるというふうに思います。県主催の自主防災リーダーの養成講座にこれまで女性の方が参加を、受講をされた方があるのかどうか、あるいは今後の女性のリーダーの育成についての考えなどがあれば、お尋ねしたいと思います。

議 _____ **長** 総務課長。

総 務 課 長 女性のリーダー養成ということのご質問でありますけれども、これがですね、私、平成30年度から総務課長やっております、少なくともこの2か年度ではですね、男性の受講者しかいないという状況であります。そして過去についてはですね、現在、資料として持ち合わせておりませんので、人数だけしか把握をしておりますが、おそらく女性はいらっしゃらなかったのではなかろうかなというふうに考えております。各地区への養成講座の参加についてはですね、各地区に文書、未結成の地区に文書を出して、募集を行うんでありますがそこには男女に限ったということは特に行っておりません。また逆に議員がおっしゃるような、女性をどんどん推進しますということも書いておりません。ただ、私の方としましてはですね、なるだけまずは多くの方を受講していただきたいということを主眼に置いておりますので、女性を推進するかどうか、その辺についてはですね、ちょっと今のところ明確にお答えできない状況であります。まずは人数の拡大というのを一番主眼に置いて取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

議 **長** 高以良議員。

9 番 高 以 良 一人でも多くということをもまず第一にということ考えているということですが、やはり女性ならではのいろんな問題もあると思いますのでですね、特に避難所開設などになった場合には女性の立場でのいろんな意見も参考にしていける必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、今後はできればですね、毎年一人ずつでも受講ができるような働きかけをしていただければなと思います、そういう考えはないかお尋ねしたいと思います。

議 **長** 総務課長。

総 務 課 長 その辺につきましてはですね、先ほど申し上げましたように検討課題の一つとして考えさせていただきたいと思います。一人でもという推進の仕方、これは方法論にもなっています。そういったことをですね、持ち帰り検討しないとどういうふうな取り組みが可能であるかというのは本日は申し上げられませんので、参考にさせていただくということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

議 **長** 高以良議員。

9 番 高 以 良 5 点目ですが、防災士の育成の件でお尋ねします。先ほど町長の答弁にもありましたが、県の養成講座を三日間通して受講すれば防災士の資格を得るための試験ですかね、の資格が与えられるということですが、これは試験を受けて防災士になるためにはですね、ご存知だと思いますけども、受験料とか教材費とか登録料、そういったものが11,500円必要だというようなホームページなどでの記載があるようですが、今のところ助成はしてないということですが、全額とまではいかないでもいくらかでも助成することはできないか、お尋ねしたいと思いますが。

議 **長** 総務課長。

総 務 課 長 資格取得のですね、経費に対する助成ですけれども、先ほど議員がおっしゃいましたように、この受験料および認証料こういったのは経費がかかってまいります。これにつきましてはですね、現在、私どもで把握している限りではですね、これに市・町で負担をするというのはないようであります。それでですね、おおよそ一人当たり1万円という経費がかかってまいります。これをですね、やはり旅費で言いますと、近場のとこで言います

と、二人分くらい相当します。私、こちらとしましてはですね、やはり、リーダー役、この受講者の拡大っていうのを最初町長が答弁いたしましたように、この拡大を一番優先と考えております。したがって当面ですね、この資格の助成については考えておりません。以上です。

議 _____ **長** 高以良議員。

9 番 高 以 良 今現在、川棚町内に住んでおられて防災士の資格を取得しておられる方たちが、いろんなところで調べてみたりして、7名くらいが川棚町内に住んで防災士の資格を取っておられる方がおられるようですが、その防災士の資格を取ってそれで終わりということではなくて、その資格を取ったあとにもさらにその防災士としてですね、いろんな防災に関する知識を向上したりすることも必要だろうというふうに思います。そういうことで防災士同士の情報交換をしたりですね、して、防災知識を得るための支援をするということなどは考えておられないか、できればそういうふうなことをしていただきたいというふうに思うわけですが、その点についてはどうでしょうか。

議 _____ **長** 総務課長。

総 務 課 長 現在のところ、こちらで把握しておりますのはですね、受講された人数というのの把握をしております、個人名までは把握しておりません。おおよそ三日間受講されたということが必要条件になりますので、おおよそその該当者というのわかるんですが、どの方が受講されたか、これは把握しておりません。そして、もちろん受講していただいたからにはですね、それを地域において役立てていただきたい、そしてリーダー役としてですね、活躍をしていただきたい、そういった気持ちは本当にこちらでも考えております。ただし、その方々たちをですね、寄せて情報交換をするとかそういうことはですね、今日のご質問前に全く想定をしておりませんでしたので、これにつきましてはですね、今後、いろんな考えの中の参考にさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

9 番 高 以 良 終わります。

(1 4 : 5 2)

議 _____ **長** 次に、炭谷猛議員。

1 1 番 炭 谷 通告番号6番、議席番号11番、炭谷猛であります。まず最

初に一言。先日の、今年10月にありました台風19号に大変、洪水、あるいは大変多くの地域の方々が被災をされたということにつきまして、まして死亡者が100名に近い人数が出てしまったということに全くもってお悔みを申し上げたいと思いますし、冥福をお祈りをしたいと思います。

それでは質問事項1、石木川の河川開発調査に関して川原郷・岩屋郷・木場郷の住民総代と川棚町長との間で交わした覚書について。

2009年、平成21年、長崎県は、水没予定地にいまだ13世帯約60人が残ることを決意して生活している事実を無視し、客観的に合理的な説明を求めて石木ダム建設に反対を続ける地域住民である地権者の土地等を強制収用するため、国に対して土地収用法に基づく事業認定を申請を行い、23年9月6日付で事業認定がなされました。そして、2019年12月現在、川棚町川原地区では、石木ダム建設事業の一環である取付道路工事が川原地区の地権者を含めた住民全体の反対にもかかわらず進められています。

それに対して川棚町長は、川原地区住民のために反対の意思を表明するどころか、推進の立場を表明されております。

長崎県と地元3部落の覚書。ところで、1972年7月29日、長崎県知事を乙とし、地元3部落の各総代を甲とし、東彼杵郡川棚町長が立会人となり、甲乙間で石木川の河川開発調査に関する覚書が取り交わされました。長崎県は、1962年、昭和37年、川棚町と地元が無断でダム建設を目的として現地調査と測量を行いましたが、地元住民は直ちに町に抗議し、町もこれを受けて県に抗議し、調査は中止されました。それから約10年後、長崎県は地元川棚町に石木ダム建設のための予備調査を依頼し、説明会などを開きました。そして、長崎県は1972年、昭和47年7月29日、地元住民代表との間で、「建設の必要性が生じたときは、改めて甲（地元住民）と協議の上、書面による同意を受けた後着手する。」との本件覚書を締結いたしました。本日の提出資料でございます。本件覚書が締結されて初めて、ダム建設予定地内十数箇所のボーリング調査、横抗調査、地震探査などが実施されたのです。

この時、本件覚書のほかにも川棚町長と地元3部落の総代間で、石木川の河川開発調査に関する覚書も作成されました。その川棚町長と地元3部落の総代間での覚書の第1条には、「石木川の河川調査に関して地元3部落と長

崎県知事との間に取り交わされた覚書は、あくまで地元民の理解の上に作業が進められることを基調とするものであるから、長崎県が覚書の精神に反し独断専行或いは強制執行等の行為に出た場合は、川棚町竹村寅次郎町長は総力を挙げて反対し作業を阻止する行動を約束する。」とされております。

それでは、町長に質問です。石木川の河川開発調査に関して川原郷・岩屋郷・木場郷の住民総代と川棚町長との間で交わした覚書について。

1 問目、なぜ町民の生命、財産を守るべき町長は、川原地区の地権者を含めた住民全体の反対にもかかわらず進められている石木ダムの建設事業の一環である取付工事について、川棚町長と地元3部落の総代での覚書の第1条に基づき、総力を挙げて反対し作業を阻止する行動を執らないのですか。

質問第2番、現町長の任期になってから事業認定の認可が下りたわけですが、このことを町長はどう捉えているのか。

③ 町民の生命、財産を守るべき首長として、今年5月収用裁決に至り、住民の宅地、敷地、家屋、土地を含む12万平方メートルが収用されたことに対し、今後首長としての責任をどう果たしていくのか、あるいはどう考えておられるのか。

質問事項2、長崎県知事による代執行が可能になったと報じられている。町長の責任と今後に対する考えについて。2019年11月19日には土地の明渡期限が過ぎ、長崎県知事による行政代執行が可能になったと報じられております。ダム地権者の水没者の行政代執行は全国でも前例が無く、国家的な事業である成田空港で1件あると言われており、現段階では県知事は行政代執行の選択肢を排除しないと報道されているが、次のことについて尋ねる。

① 地元水没者はこういった非常の緊迫した日々を、不安な毎日を強要、強制されている状況の中で現山口町長の自治権の範囲の中である川棚町内において、非人道的な、また、憲法違反である行政代執行が行われている事が無いように川棚町は、自治権をもって住民の生命と財産を守るのが首長としての責務と思うが考え方を問いたい。

② 住民の苦労を想像すれば、何らかの形で救済しようとする意志が芽生えても不思議でないと考えますが、町長の見解を求めたい。

質問事項3、川棚川下流域における異常豪雨時の治水対策について。台風

19号や、度重なる非常に激しい短時間豪雨の影響により、全国各地で河川氾濫が生じ、この夏多くの生命財産が失われた。

そこで、川棚川下流域における異常豪雨時の治水対策について尋ねます。

① 川棚川分割流域面積では、川棚川降雨面積82.14平方キロメートルに対し石木ダム流域面積は9.3平方キロで、9分の1でありその効果が及ぶ範囲はかなり限定されており、ダムができて効果もなく、自然調節方式であるため計画を超える雨が降った場合には効果がない。石木ダムのデメリットがあまりにも大きいとしか思えない面があり、また川棚の下流域である川棚小学校前、野口川の下流域、宿地区はもともと内水面氾濫の地理的な要素があり、川棚川で計画を超える雨が降った場合の対策は、これをどう考えるのか。

② 川棚町の最下流1キロの洪水対策について。川棚川下流部の計画堤防高と現況堤防高をみると川棚大橋より下流1キロメートルの最下流区間においては、左岸、右岸とも現況堤防高が計画堤防高を大幅に、1メートルより、また2メートルも下回っているところが多いようである。この部分の氾濫についてどう考えているのか。

③ 川棚川下流部の計画堤防高について川棚町としての港湾管理者に対して、洪水対策としての港湾整備を要請しているのか。している場合、いつ、どのような形で要請しているのか。

4番目、ダムに対しての疑問、デメリットが多い中、石木ダムを造るより川棚川の防波堤での補強工事や河道の整備を行ったほうが災害等の発生に対しても早く対応ができ、安価で地元企業のためにもなると思われるが、今後どのようにして長崎県に、川棚川の波佐見地区の河道整備を含め、川棚町長としてどう実行されていくのか。以上のことを壇上からの質問といたします。

(傍聴席から拍手する者あり)

議 _____ 長 静粛に。

議 _____ 長 町長。

町 _____ 長 炭谷議員のご質問にお答えします。炭谷議員からは、3項目

のご質問をいただきましたので、それぞれ順次お答えをしてまいります。

まず1番目の石木川の河川開発調査に関して川原郷・岩屋郷・木場郷の住民総代と川棚町長との間で交わされた覚書についてのご質問についてお答えいたします。

石木川の河川開発調査に関する覚書は、昭和47年7月29日付で、川棚町長と川原郷・岩屋郷・木場郷の各総代とで締結をされているものであります。

その覚書の第1条に「石木川の河川開発調査に関して甲、いわゆる川原郷・岩屋郷及び木場郷、と長崎県知事との間に取りかわされた覚書はあくまで甲、いわゆる地元民、の理解の上に作業が進められることを基調とするものであることから、若し長崎県が覚書の精神に反し独断専行或いは強制執行等の行為に出た場合は乙、川棚町長は総力を挙げて反対し作業を阻止する行動をとることを約束する。」と、このようにあります。

石木川の河川開発調査に関しては、昭和49年8月26日付、49河開第58号により、川原郷・岩屋郷及び木場郷の各総代に対し長崎県知事名で調査結果について文書で報告され、公表されているところであり、その調査は終了されております。

したがって、川棚町長と川原郷・岩屋郷・木場郷の各総代とで締結されました石木川の河川開発調査に関する覚書の内容は履行されたものと理解しておりますし、そのように引継ぎを受けております。

そこで、第1点目についてであります。河川開発調査については地元の協力を得て調査を完了することができ、当該覚書については、地元3地区総代に対して報告をされており、覚書について抵触するような行為はなかったものと、このように推測をいたしております。

次に、2点目であります。川棚町といたしましても、石木ダム建設事業は川棚川の治水対策として進められており、推進の立場にあります。

そのような中、平成21年6月に石木ダム建設事業の関係者である、県・市・町で組織をしております、石木ダム建設促進調整会議で意見がまとめられ、残る地権者との話し合いを進展させる手法として事業認定が申請されたところであり、事業が認定され、事業の公益性が示されれば、反対されている地権者の皆様方にも事業へのご理解が得られるものと、そういった思いで

申請をされたようでございます。

しかし、平成25年9月6日に事業認定がなされましたが、今日までご理解を得られなかったことは大変残念に思っております。

3点目についてであります。収用に関しては、土地収用法に基づき、起業者である県・佐世保市が県収用委員会へ収用裁決の裁決申請・明渡譲渡申立を行い、収用委員会による審理を経て、収用委員会の裁決により収用されたものであります。

したがって、川棚町長としては、ぜひ事業にご協力をいただきたいと、このように願っているところであります。

次に、2番目の長崎県知事による行政代執行が可能になったと報じられている。町長の責任と今後に対する考え方についてのご質問であります。今回の事業認定は収用裁決による土地、建物等の明け渡し及び行政代執行に関しては、土地収用法に基づく手続きであり、起業者が国または県知事に対して申請や請求を行ったものであります。

1点目についてであります。町長として、地権者の皆様にはこれまでご心労をおかけしていることを心苦しく思っており、ふるさとに住み続けたいという思いは理解をしているつもりであります。

しかし、既に移転をされている8割の地権者の方々の思いも大切にしなければなりません。

知事は、行政代執行は最後の最後的手段であり、ほかに手段がないという時に慎重に検討していかなければならない課題である。これからの事業の進捗状況やその他の状況変化等を見極めながら必要な時期にしっかりと判断をしていかなければならないと、このように言われております。また、地権者の皆様と膝を交えた対話をしたいとの姿勢を持っておられるようであり、一日でも早く話し合いでの解決を願っているところであります。

2点目についてであります。石木ダム建設事業につきましては、住民の中には推進の立場、反対の立場がいらっしゃると思います。

また、関係地権者の8割の方は事業に協力し、一日も早いダムの完成を願っておられます。

一方、反対されている地権者はふるさとに住み続けたいという思いをもっておられ現在に至っております。

そのような状況の中で、何をどのように救済しようと言われているのか質問の意味がよく理解できませんので、改めてこの件については再質問をお願いいたします。

次に、3番目の川棚川下流域における異常豪雨時の治水対策についてのご質問にお答えいたします。

今年も全国各地で豪雨災害が発生し、8月末の長崎・佐賀・福岡県を襲った記録的な豪雨による被害や、9月の台風17号による被害などを考えますと、川棚川の治水対策は喫緊の課題と認識をいたしております。

そこで、第1点目ではありますが、石木ダム建設が一番効果的で有益性があるとして、土地収用法に基づく事業認定がされていることから、ダムによる効果はあるものと、このように受け止めております。

また、計画を越える降雨については、ダムへの流入量以上の水を放流することはなく、ダムによる洪水調節で放流量のピーク時間を遅らせることにより、沿川住民の避難にかかる時間を稼ぐとともに、警報車やサイレン、スピーカー等により下流住民に周知することで逃げ遅れをなくすような対策を行うことができるということで、そのような説明を県から受けているところであります。

2点目についてではありますが、下百津から平島に架かる川棚橋までの区間は、現況堤防高は計画堤防高を下回っている箇所はないとの説明を受けております。

また、川棚橋から大村湾までの、いわゆる大村湾川棚川河口までの区間につきましては、港湾区域となり、海岸自然災害防止事業として整備を進めていただくように、長崎県にこれまで要望してきたところであります。

波浪や高波による浸水被害の防止として、護岸整備について、引き続き県に要望してまいります。

3点目につきましては、2点目でもお答えしましたが、長崎県に対して、毎年、要望書を取りまとめ、海岸自然災害防止事業での護岸整備について要望をしているところであります。

その結果、既に平島地区の一部においては、事業に着手をしていただいているところがございます。この件につきましては、次の一般質問で質問を受けておりますので、お答えをすることにいたしております。

4点目についてであります。平成24年6月11日の国のダム検証において事業継続と認められており、令和元年9月30日に開催されました長崎県公共事業評価監視委員会においても事業継続と認められております。

また、土地収用法に基づき事業認定がされていることから、ダムによる効果は大きいものとおのうに理解をいたしております。

また、河川整備は下流から進めており、現在の整備計画区間である石木川合流点よりも下流の整備が終われば、上流区間についても進めていくと、県からは説明を受けております。

以上、それぞれ答弁をいたしました。が、町長の立場としてできる範囲で答弁をさせていただいたところであります。が、全国的に自然災害が多発しております。今、安全で安心して暮らせるまちづくりが大きな行政課題の一つでございます。

川棚町は過去に死傷者や住宅倒壊、床上・床下浸水など甚大な被害を経験していることから、川棚川の抜本的な治水対策は喫緊の課題であり、住民の安全・安心を確保することは、行政の責務であります。そこで、河川管理者である長崎県が、石木ダム建設が一番効果的で有益性があるということを受け、石木ダム建設事業には、これまで推進の立場で取り組んできたところであります。

反対されている地権者の皆様方のふるさとに住み続けたいという思いは理解はしているつもりであります。が、町長としてのふるさとは川棚町であります。

私達の川棚町が、より安全で安心して暮らせるまちになりますよう、炭谷議員にもぜひご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議 長 炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 理解をすればここでこういうことで立ってはおらないというふうには私は思っておりますけども。

それでは第1問目の問題で、既に開発調査に限定されるというから終わっているんだというふうな解釈であったと思いますので、その件について。確かに川棚町長と地元3部落の総代間での覚書は、石木川の開発調査に関する覚書という名称です。しかし、そもそも地元部落は石木ダム建設自体に反対

していたのであり、調査段階に留まらず、その後の工事段階となれば当然にこの覚書の趣旨が妥当と考えることが当事者間の合理性であり、合理的意思に、当事者の合理的意思に合致します。とすれば、付替道路工事段階においても川棚町長と地元3部落の総代間での覚書の1条である、河川調査に関して3部落と長崎県知事との取り交わされた覚書はあくまで「地元民の理解の上に作業が進められることを基調とするものであるから、若し長崎県が覚書の精神に反し独断専行或いは強制執行等に出た場合」というように具体的に書いてあり、川棚町長は総力を挙げて反対し作業を阻止する行動をとるとの、具体的に調査段階ではなく、強制執行等の独断専行とかそういったことが、もちろん意味が含まれていた覚書であるというふうに理解できるのは、私は十分じゃないかというふうに思いますけど。

議 _____ **長** 炭谷議員。今「思います」で終わったんですけれども、どういう質問。

1 1 番 炭谷 解釈の問題ですけれども、私はそういうふうに解釈をしております、それがつながっているという根拠が、その具体的な工事に対しても、きちっと町長がみていくという意思の疎通がされたものというふうに判断しておりますので、これは継続性があるというふうに思いますけどいかがですか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。今議員がおっしゃられている石木川の河川開発調査の覚書については、既に効力は失っているというような発言はいたしませんでしたが、そういった状況だと私は引き継ぎを受けておりました理解をいたしております。いわゆる、その時の約束は履行されていると、このように理解をしております。そして、昭和49年の8月26日付で長崎県知事から地元3総代あてに、その調査結果の報告について報告をされておりました、地元住民の理解と協力を得て調査は済んだということで報告をなされているようでございます。以上でございます。

議 _____ **長** 炭谷議員。

1 1 番 炭谷 調査は済んではおるというふうなことは想定できますけれども、しかしこの調査なり、県が先になって行った場合の、行った前提の中にありますように、第2条の中に、甲の将来に対する不安を解消するため土木

部以外の部の努力も得て、生活環境の安全、そういった将来的なもんまで含んでおるわけですね、この協定っていうのは。ですからこれが、このことにもつながっていくし、将来的な、行った場合に、独断専行で県の方が行った場合は町長が止める、というふうなことであってるわけですね。ですから、その時点で終わりというふうなことは書いてないわけですか。

そのことに関連して一つ、協定書というのを、川棚町、竹村町長時代に、これは別件ですけれども、川棚町が石木川河床の漂流水を上水道の水源として川原から取水した時の取水協定書、これは町長はご存知でしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。今、手元に資料がありませんのでお答えすることはできません。

議 _____ **長** 炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 私は、川棚町の上水道の水源の内容を2年ほど、2年半ほど前に調査をいたして、いろんなことで私の勉強にもなったわけですが、そのことによりますと、石木川から、今年の6月定例会でもありましたように5,000トンの水を取水することによって、それを川棚町長と石木川流水利用者の5つの堰の代表者との中で取水協定書を結ばれております。これは現在も生きているというふうな、感覚で私もおりますし、水道課の方もこれがあるからこの協定にしたがって取水をしているというふうなことがあるんですけれども、この協定書が昭和49年10月1日なんです。2年と違わない、同じ町長が同じ地域の代表者、一つは地区の代表者、あるいはこれは一つは堰の代表者等に文書として覚書でも協定書でも、約束事ということが取り交わされて、行政も言っていると思いますし、そういった将来的な面まで含まれた覚書に関してもこの協定書と解釈は同じでないかっていうふうに私どもは捉える、私は捉えるわけですが、この点の、どうして見解が違えるのか、ということについて説明をお願いしたいと。以上です。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。見解が違えるというよりも、先ほどから申し上げておりますように、この覚書については既に履行されている、ということでご理解をいただきたいと思います。確かに今、取水協定の話が出ましたけれども、これについては今日まで堰の管理者と毎年1回担当課長が協

議の場を設けて、いろいろ協議をして今日まで協定に基づいて取水をさせていただいております。以上でございます。

議 **長** 炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 次の質問に入らせていただきたいと思います。先ほどから町長はダムは必要だというふうな言い方をしておりましたけども、私はちょっとした資料を調べておる限りではどうも話が矛盾するようなどころがありますので、一つだけ追加質問でお願いしたいと思います。といいますのが、長崎県がどうしてもダムを造るというふうな基準の中で言っているのは、計画規模が100分の1、100分の1回に対する対応、それと川棚川における計画水量が203ミリ、この私が持っている資料は第4回長崎県公共事業評価監視委員会資料、平成27年の8月の資料であります。この中では昭和32年、31年、42年、平成2年の川棚町の主な雨量実績と被害状況というようなことで記されており、3時間の雨量、24時間の雨量、で、被害状況が記されており、最後に計画値を100分の1、24時間雨量400ミリ、3時間雨量203ミリ、これが川棚川における計画雨量というふうなことで、ダムがこれによって造る根拠になっているということは認めますか。

議 **長** 町長。

町 **長** はい、お答えします。石木ダム建設の計画の内容については私が答弁する立場にありません。以上でございます。

議 **長** 炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 私は知っているかどうかということですので、川棚町長が推進をするなら、なぜ県がする基本的な考え方については川棚町が知っていないと、それを川棚町をエリアとする川棚町の問題について、今、先ほど質問の中でも触れられましたけども、これが基本的なことをわかっていないと推進という立場であるということ自体がおかしくなってきましたけど。その中で、この昭和23年、議長よろしいでしょうか、3時間雨量と24時間の報告書の読み上げについて。

議 **長** どの分ですか。

1 1 番 炭 谷 読み上げについて、雨量と被害状況について、読み上げてよろしいですか。

議 **長** 炭谷議員。先ほどから言われてますけども、制限時間もあり

ます。このようにたくさん質問をされておりますので、せっかくですので、そこの辺も考慮しながら質問をお願いいたします。

1 1 番 炭 谷 では今の質問は後日町長の方から伺えるということで、もう一つこれに関連した質問をしておきます。

実は、この時点では、先ほど言われた4回の、川棚町の主な雨量実績と被害状況ですけれども、もう一つ違う、平成12年2月発行されました川棚町の洪水実績、この図がありまして、これは川棚町役場調べということで書いてありますし、題目は「ここが知りたい石木ダムQ&A」ということであります。この中で、6項目にあって先ほどにない昭和23年9月はあります、28年6月というの、昭和55年8月29日っていう実績が抜けております。これは川棚町の役場調べですから、あると思って私は総務課の記録を聞いてみました。そしたら、昭和55年の1日最大降水量が101ミリ川棚、書いてあります。で、日雨量、24時間の降雨量、511ミリ、これ川棚って書いてあります。この実績から言うと先ほど言った、計画規模100分の1で400ミリ、川棚町における計画水量がこの時は時間当たり3時間で203ミリが、1時間で101ミリを超えております。それで、日雨量が510ミリということは既に400ミリをオーバーしているんです。しかしながらこの時の災害状況は、家屋半壊5戸、床上浸水86戸ということでそんなにほかの水害とは変わっておりません。この状態を考えれば、長崎県が言う100年の1度の規模というのが、何なのか、既に100年に1度の雨が流れたというふうに私は解釈できるというふうに思います。この矛盾性を、川棚町の町長である山口町長はこれをしかし、きちっと調べてみる必要があるんじゃないかというふうに思います。以上についてはどうでしょうか、返事いただけますでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。今、昭和55年の水害の状況、雨量の状況等について、調査をしてみる必要があるのではないかと、このようなご提言をいただきましたので、後日調査をしてみたいと思います。以上でございます。

議 長 炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 いつごろまでに返事ができそうですか。期限はわかりません

か。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 担当課長では、わかりそうでございますので、本会期中に炭谷議員に直接ご説明をさせていただきます。以上でございます。

議 _____ **長** 炭谷議員。

1 1 番 炭谷 最後の質問ですけれども、簡単です。今の、今までの川棚町においての災害、この中には川棚町の中では死亡災害があったという実績はないということは、私が見たところありませんけど、災害による死亡例っていうのはあってませんね、これでいいですか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。私の記憶では昭和23年の大水害の時に死者11人という記録が残っているというふうに理解をいたしております。

議 _____ **長** 炭谷議員。

1 1 番 炭谷 23年の調査もありましたけれども、死亡者数は載っておりません。今までに23水のこと私、聞いたことあるんですけども、その、違いますけれども、そこも含めて何らかの書類があればとふうに思います。私はこのように石木ダムができることによって、最近の非常に異常気象とも言える状態の中で相当なる豪雨が発生していく、その中で今、建設省の中も考えていっているようですが、本当にダムの問題が、造ればいいのかということなのかということは国交省内でも話が出てき、先月の台風18号に関連するいろんな問題が出てきておる中でありますので、ここはそんなに急ぐべきじゃなくて、石木ダム問題も同じようなことがなっていくんじゃないかというふうに危惧する、私は考えが、思いがあります。私たちは強権であれば出ていかざるを得ないでしょう。しかしながらそのあとに、死亡災害が出るような石木ダムであったということであれば、我々泣いても泣けません。それを今、一所懸命言っておかないと川棚町の50年100年、あるいは100年2000年の中の大災害の中のその一端になっていくんじゃないかということを含めて川棚町長もきちっと考えて、そのことをきちっと県に申し上げていくという姿勢を、どうか持っていただけないでしょうか。これが私たちの希望でありますし、川棚町の人がかかなり強い思いを受けているというふうに私は思っておりますので、この点、お願いという形で、答弁いりま

せんが、ぜひきちっと受け止めていただきたい、というふうに思います。以上で終わります。

(1 5 : 4 1)

(傍聴席から拍手する者あり)

議 長 静粛に。

議 長 ここでしばらく休憩をいたします。

(1 5 : 4 1)

(…休 憩…)

(1 5 : 5 4)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 ここであらかじめ本日の会議時間を延長いたします。

(1 5 : 5 4)

議 長 次に、初手安幸議員。

4 番 初 手 議席番号4番、初手安幸であります。通告文にしたがいまして一般質問をさせていただきます。

まず、1点目は行財政改革の取り組みについてであります。先の9月議会におきまして、平成30年度の決算の審査を行い、一般会計と5つの特別会計を決算審査特別委員会の意見を報告書で述べ、本会議の討論・採決では、一部繰越金の事業はあるが、予算に基づき合理的・機能的に処理をされている旨の賛成討論等が行われて、平成30年度の決算を認定をしたところでございます。

また、監査委員によります歳入歳出決算審査意見書の6項目、町財政の運営の後段の中で、「各数値とも健全財政の範囲内ではあるが、新庁舎建設、下水道事業等をはじめ、諸般の状況を考慮すると、財政悪化の要因は否めない事実としてある。」として、「少子高齢化・人口減少に向けた地域施策の充実並びに生活関連社会資本の整備など、行政が担うべき役割とその財政需要はますます増大している。徹底した行財政改革を推進し、義務的経費、物件費、補助費などの節減を図り、一般財源の確保とともに、可能な限り積極的な財政運営をされるよう期待したい。」と述べておりま

す。行財政改革に関する協議、検討の場が今、必要と考えるものであります。

過去における本町の行政改革の取り組みは、平成18年度から21年度の期間に第4次行政改革大綱及び実施計画を策定し、具体的に取り組まれております。平成22年8月に報告をされております実施状況によりますと、基本的改革の柱として5件をあげ、それぞれに具体的な改革項目を掲げてあります。

まず1点目は、事務事業の見直し、改革項目が5件。2点目は、時代に即応した組織機構の見直し、改革項目は2件。3点目は、効果的な行政運営と職員の能力開発、改革項目2件。4点目は、公共施設の設置及び町有財産の管理の合理化、改革項目4件。5点目は、町民と行政による協働のまちづくり、改革項目2件について、協議、検討、実施が行われているようであります。

次に、平成22年度から平成26年度の期間には、第5次行政改革大綱及び実施計画を策定し、基本的な考え方として、第4次行政改革大綱の基本路線を大きく変えることなく、改革が進行中のものについては継続して実施し、状況の変化に的確に対応するための課題について見直すものとして、最終年度の26年度には実施計画実施状況報告で、第4次行政改革実施計画と同様に、5つの基本的改革の柱をあげ、それぞれに具体的な改革項目を掲げております。

1点目は、財政の健全化、改革項目は3件。2点目は、事務事業の改善、改革項目は3件。3点目は、民間委託の推進、改革項目5件。4点目は、人事管理の適正化、改革項目2件。5点目は、人事評価制度の導入及び給与の適正化、改革項目2件への検討、実施内容が報告をされているところであります。

平成27年度以降は、おおむね成果を上げたとして、行政改革大綱及び実施計画は策定をされていないようであります。

このような経緯の中、近年はますます厳しくなる社会状況の下で、限られた資源である、人、いわば職員であります。物、これは公共の建物。そして金、予算であります。を活用し有効的な行政運営のみでなく、柔軟な組織運営と職員の育成がさらに求められているとも言われており、監査

委員の意見も踏まえて、第5次行政改革の最終年度である26年度から4年以上経過していることなどから、新年度令和2年度から行財政改革に取り組む姿勢を内外に示す時期と思いますが、町長の考えを尋ねます。

具体的には、一つ、第5次行政改革に対する所見は。

二つ、平成27年度以降の行政改革の取り組みの内容は。

三つ、本町における行財政改革の取り組みに対する課題は。

四つ、令和2年度から、町民の意見を取り入れる意味から、川棚町行政改革推進委員会を設置し、行財政改革に着手する考えはないか。以上、町長の考えをお聞きいたします。

次に2点目、川棚川下流域の高波対策について質問をいたします。

近年、台風による災害が各地で頻繁に発生をし、自然の脅威を改めて知らされる思いがいたしております。

本町においても、最近では昨年10月の台風7号、今年9月の台風17号は記憶に新しいところであります。川棚川の河口付近の平島4丁目地区、下百津地区においては、満潮と重なり、堤防あるいは護岸を超え、高波が押し寄せ、流木などの打ち上げや、道路の浸水による通行止め、越波による波が家屋へ打ち寄せるなど危険な状況が発生しているところでもあります。

特に、造船所の跡地には、護岸もなく高波が直接家屋に当たるなど、特に危険なところでもあります。

町当局におかれては、港湾の区域である川棚川下流の高波対策事業として、毎年県に要望をされております。右岸側は川棚港海岸自然災害防止事業（平島地区）として、地元説明会も数回開催をされるなど、具体化に向けて進められているところであります。関係住民並びに地域においては安心をして生活できる環境を願い、早期の完成を期待しているところでもございます。

また、左岸側の下百津地区においても、一部補修はされたものの、宅地化が進み、護岸整備も併せた高波対策が求められているところでもございます。そこで、これらの関連地区に対する今後の進捗の状況について尋ねます。

具体的に、一つ、平島地区事業の今後の予定は。

二つ、工事完成後に合わせて堤防に沿った旧造船所跡地を通る道路の設置は検討できないか。

三つ、下百津地区の高波対策の具体化と課題はどのようなものがあるのか。以上をお尋ねをいたします。登壇での質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 初手議員の質問にお答えをいたします。まず、行財政改革の取り組みについてのご質問につきましては、5つの点についていただきましたので、順次お答えをいたします。1点目の第5次行政改革に対する所見はというご質問についてであります。平成22年度から26年度までの5年間の取組内容等を定めた第5次行政改革大綱実施計画につきましては、まず、大きな取組みとして、民間委託等の推進について大きな改革を行ったところであります。

主な取り組みについて、実施年度順に申し上げますと、改革項目として掲げた山道浄水場の業務の完全民間委託については、平成21年度末に正規職員の配置を廃止して、平成22年度から完全民間委託に移行をいたしております。学校用務員の業務につきましては、平成22年度末で正規職員配置を廃止をし、平成23年度からすべての学校において臨時職員による配置といたしております。町立保育所の業務につきましては、平成24年度限りで町立保育所を廃止したところであり、学校給食センターの業務につきましては、平成26年度限りで直営を廃止し、平成27年度から調理業務等の民間委託を開始をいたしております。申し上げました、この取り組みにつきましては、職員の削減や任用替え等の措置を伴う大変厳しいものでありましたが、職員に理解をいただきながら取り組みを進め、定員管理及び人件費の削減に大きな成果があった取り組みであったと、このように捉えております。

2点目の平成27年度以降の行政改革の取り組み内容は、というご質問についてであります。第5次行政改革大綱の実施期間の最終年度である平成26年度終了後の、本来であれば第6次の行政改革大綱を策定する予定でありましたが、第5次行政改革大綱実施計画において、一定の成果が得られたこと、平成26年11月に制定されました、まち・ひと・しごと創生法に伴い、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定並びに実施計画の取り組みが急

務となったことなどから、平成27年度以降は計画を定めず、第5次行政改革大綱実施計画を継承し、財政の健全化、人事管理の適正化について特に留意をし、事務事業評価及び人事評価の手法を取り入れながら取り組んできたところです。

その間、地方債現在高、いわゆる町の借金にきましては、25年度末の59億5,100万円から30年度末51億4,800万円に、約8億円、率にして13.5%の削減を行ったところであります。公債費につきましては、25年度末の6億1,200万円から30年度末5億7,100万円に、約4,100万円、率にして6.7%の削減を行っております。人件費につきましては、25年度末の7億9,900万円から30年度末7億8,600万円に、約1,300万円、率にして1.6%の削減となっており、一定の成果が得られております。基金の積立金残高につきましては、25年度末の19億5,300万円から30年度末20億100万円に、約4,800万円、率にして2.5%の増加であり、県内でも最も基金残高が少ない状況に留まっております。

3点目の本町における行財政改革の取り組みに対する課題は、についてであります。人口減少、少子高齢化の中、歳入も縮小していくと予測される中、そして、新庁舎の建設により、基金の減少、起債残高の増加、その後の公債費の増加など財政状況も厳しさを増すと、このように予想をいたしております。財政の健全化を図りながら、今後、いかにして行政サービスを維持していくかが大きな課題であると考えております。

また、業務の多様化・複雑化や働き方改革など社会情勢の変化もあり、地方創生といういわば積極的な施策も講じなければならない状況の中、従来の行財政改革のような、削減・縮小型の手法だけではなく、新たな手法も模索していく必要があるのではないかと思います。

4点目のご質問、令和2年度から町民の意見を取り入れる意味から、川棚町行政改革推進委員会を設置し、行財政改革に着手する考えはないか、につきましては、ご提言のとおり新たに行政改革大綱実施計画の策定をすべき時期にきていると、このように考えております。先ほど申しあげましたように、今後の行政改革におきましては、削減・縮小型の手法だけではなく新たな手法が必要であり、そのためにも、町民の意見が反映されるような有識者

の委員を選任して、新たな行政改革推進委員会を組織し、さまざまなご提言をいただきながら行財政改革を進めてまいりたいと、このように考えております。

次に、2番目の川棚川下流域の高波対策についてのご質問にお答えいたします。

川棚川下流域の高波対策につきましては、毎年、長崎県県北振興局長に対して要望活動を実施をしてきており、長崎県におかれては大変厳しい財政状況である中で、一定の予算を確保していただき、事業進捗を図っていただいているところであります。そこで、議員からは三つの質問をいただきましたので、順次お答えをいたします。

まず、1点目の平島地区事業の今後の予定は、についてであります。平島地区として現在計画されているのは、河口の消波ブロック設置箇所から上流側の旧朝長酒造跡までの約380メートル間となっており、基本的には現護岸の嵩上げとして町道から約2メートルの高さを予定されています。長崎県におかれては、令和元年度から整備工事の予算を確保し、一部着手する予定と説明を受けております。また、旧造船所付近は護岸を新設することから、公有水面埋立の免許が必要となり、その手続きを進めることとしているということで、工事の着手は若干遅れる見込みとのことでもあります。

この間、平島郷自治会には護岸整備について、地元合意形成を図っていただき、心より感謝を申し上げます。

なお、川棚橋から旧朝長酒造跡までの区間、平島一丁目から三丁目の区間につきましては、町が管理する護岸に近接して家屋が建築されている状況であり、河川流水の関係で一定の河川幅の確保も必要なことから、整備工法・手法について検討はされていますが、事業実施は相当困難なものと、このように思われます。

次に、2点目の工事完成に合わせて堤防に沿った道路の設置は検討できないか、についてであります。恵比須神社から旧造船所付近への町道に関しては、町道も行き止まりとなっておりますので、今回の護岸整備と合わせて町道の整備ができないか検討をしているところであります。地元とも協議を進めながら地元の意見を尊重して取り組んでいきたいと考えております。

なお、護岸整備では3メートルのコンクリート舗装の水叩きが整備されま

すので、護岸完成後は通路として、この3メートルのコンクリート舗装の部分は利用は可能と考えられます。

次に、3点目の下百津地区の高波対策の具体化と課題は、についてであります。下百津側の護岸整備につきましても県北振興局長に要望しているところではありますが、現状では、川棚橋からパチンコ店前までは町道道路護岸、さらに河口までは財務省用地となっており、港湾管理護岸との管理区分手続きの問題など整理する課題も多いようでありますので、双方協議を進めながら事業実施に向けて対応してまいりたいと、このように考えております。いずれにいたしましても、近年の台風や荒天時には、波浪・高潮による道路浸水、あずの打ち上げ等による交通止めの被害が発生しておりますので、川棚川下流域の早期事業着手と工事完成について、引き続き、長崎県に対して強く要望してまいる所存であります。以上、答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 初手議員。

4 番 初 手 それでは、再質問をさせていただきます。まず、行革の関連でありますけれども、それぞれ詳しく町長からも説明、内容の報告がっております。まず1点目の第5次の行政改革に対しましては、町長言われたように第4次、第5次含めて非常に積極的にですね、取り組んでいただいたと私も思っております。民間委託等も含めて、一定の効果は大変あっておりました。ただ、景気の低迷とかですね、税収の減とか、社会保障費の増加ということによって、せっかくがんばっていただいた行革の効果がなかなか数字として表れてこなかったのかなという感じがいたしております。でも、行革をしたことによって何とかそれなりの財政が運営できてきたという意味での位置づけ、評価はしているのだと私も思っております。件数もかなりこなしてあったようでもありますので、私としてもその評価は高くさせていただきたいと、この件につきましては、町長の報告のとおりであろうかと思っております。

次に2点目、平成27年度以降の行革の取組内容につきましては、6次を作る予定だったが、成果もあり、総合戦略の関連にあったので取り組まなかったということでもあります。ただ一つ残念なのは、行革大綱、あるいはその実施計画というのがなければ、行政改革という視点からの町民への報告と

いいですかね、そういったものがなかったのではないか。少なかったのではないかというふうに感じております。第5次の場合は、広報かわたなとか、あるいはそういった中で知らせていくという面もあったかと思えますけども、その辺がちょっと私も現段階では把握しておりませんでした。そういった意味でお尋ねしますけども、この行革の取り組みは、制度としては位置づけてないけども、いわば課長会議とか、そういったものを通じながら取り組んでこられたという形になるのか。それとも、行政改革推進本部というのが要綱が出されておりますけども、行政改革大綱もない段階で推進本部の動きができるのかがちょっと私も把握しておりませんが、どういった形での議論、行革という枠で捉えたときにですね、どういう内容の協議というのがあったのか、ちょっと知らせていただきたいというふうに思います。その点お尋ねをいたします。

議 長 町長。

町 長 お答えします。詳しくは、担当課長から答弁をさせますけども、一番力を入れたのが事務事業評価についてでございます。これから投資事業をやろうというときに、それが効率的で効果的に行えるかどうか、それをしっかりと評価をして、そして予算計上をしてきたということに重点を置いてきたところでございます。あとは詳細については、担当課長から答弁をさせます。以上でございます。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。それでは、27年度からの具体的な取り組みというご質問であります。これにつきましては、先ほど町長が申しあげましたように事務事業評価、そういったものを通して事業の適正化、そういったものを検証して判断をしていったという状況であります。そして、議員からのご質問にありましたように、この間の反省点としてありますのがやはり具体的な実施計画を掲げていなかったということで、この辺ですね、やはり答弁にも書いておりますが、どうしてもまち・ひと・しごと総合戦略、この策定・実施、その検証といったものに重点を置いていたということでですね、この行革にはちょっと取り組みが足りなかったというそういう点は反省をしております。またそうしたこともあってですね、やはり具体的な実施計画、これを掲げて推進していく、そういう必要があるというのはですね、反省点として

非常に感じております。以上です。

議 長 初手議員。

4 番 初 手 2点目はそういうことで、一部反省というか、やはり時間的な面を含めればなかなか難しかったのかなという感じがいたしますけども、やはり行政という位置づけであれば制度化をし、その目標を設定していくということが基本ではないかというふうに思いますので、その点については今後に期待をいたしたいと思います。次3番目の本町における行政改革の取り組みということにつきましては、それぞれ財政的な面も含め課題が多いということで新たな視点での行革が必要だろうというふうな答弁をいただいております。私もまさにそのとおりで4番目の方でちょっとその辺は触れさせていただきたいと思いますが、新たな視点がやはりこれからの行政の取り組みすべてに対して必要であろうかと思っておりますので、考え方としては、捉え方は町長のご視点と同じであろうかというふうに思っております。次4番目にちょっと移らせていただきます。これにつきましては、先ほどの答弁では設置をする時期に来ているということで、お話をいただきました。ここで行政改革大綱を作る手順について、ちょっとお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。行政改革の大綱の作成にあたりましては、行政改革本部というのが町組織内部に設置をされるとか要綱もございます。行政改革推進委員会と言って町民の方々から有識者から10名以内で構成するというので、これは条例化をされているようでございます。そうしますと町長からの諮問が行政改革推進委員会に諮問がされると、当然諮問があれば行政改革推進委員会がそれに対して答申をします。で、その諮問の内容として前段でいいますかね、行政改革大綱、基本的なものになります。それと行政改革実施計画、これを作った状態で行政改革推進委員会に町長から諮問をするのかですね、で、それを受けてまた指摘のあった分について今度は行政改革推進本部、本部長は町長ということになると思うんですけども、本部員に、本部員の構成でその具体化、そしてあとは決まった時点で毎年それを实际的にチェックをしていくという流れになるんだろうと私は思っているんですけども、その辺はどういう流れになりますかね。ちょっと事務的な関係なんですけども、ご説明をいただければと思います。

議 長 総務課長。

総務課長 それでは、手順についてというご質問でございます。お答えをいたします。まず今回この新たな行政改革ですね、これは大綱自体ですね、前のは経過しておりますので、まずは振り出しに戻って策定する必要があるんじゃないかなと思います。そのときやはり重要であるのが、まず今までの総括ですね、これまでの取り組みがどうであったか。その効果等について検証をしなければならないであろうと思います。そういった事に関しましてはですね、先ほどおっしゃられました行政改革推進本部設置要綱、これは内部組織であります。各課長で組織をしております。ここで主には検証することになるんでなかろうかなと思います。そして、そういった今までの総括、これを検証したうえでですね、今後設置をいたします外部の有識者会議であります行革推進委員会、これにですね、お示しをして今までの総括についてですね、どうであったか、こういう説明をしなければいけないだろうと思っております。そうしたうえでですね、新たな行革大綱については、まずこの行革推進委員会ですね、大きな方針であるとか方向性であるとかそういうものをご提言いただくべきであろうというふうに考えております。それとそういった大きな方向性、指針こういったものを受けましてですね、それを事務レベルの推進本部、ここで具体的な事業としてどう行っていくのか、そういったものを事務レベルで調整、策定をしていくべきであろうと思います。そして、その中で具体的な取り組み、行革大綱の素案であるとか、そういったものを事務方の方で作って、そしてそれをまた推進委員会の方にですね、それでよいのかどうであるのか、そういったのをまず諮問しましてそれについて答申をいただこうと思っております。そういったようにですね、キャッチフォローを行いながらですね、徐々に固めていくそういう手続きになろうかと考えております。以上です。

議 長 初手議員。

4 番 初 手 だいたい流れが把握できたと思います。私はちょっとそこまでは把握をしておりませんでした。推進本部から推進委員会、検証は当然必要かと思えますし、それを踏まえてやるというのは当然の手順だというふうに思えますし、かなりの手順を要するというふうに今、理解をいたしたところであります。そうしますと、私は通告の中で令和2年度から町民の意見を取り入れる意味から川棚町行政改革推進委員会を設置し、行財政改革に着手

する考えはないかということで、その時期に来ているというご答弁をいただいて、具体的に進めるための今、内容を知らせていただいたということになると思います。そうしますと行政改革大綱ができあがるまではまだしばらくちょっと時間を要するということになるかと思いますが、町長の意思としてはもう必要だというふうに考えているというふうに位置づけていいのかですね、あとは具体的な手順が出てきますから新年度に何らかの委員会の設置に向けての予算計上とかそういったものが出てくるのかどうかは分かりませんが、一点は町長としてはもう取り組むということの意思の確認をさせていただいたと。あと一点は実際に町長の意向を受けて組織化していった具体化をしていく、いわば大綱ができて実際に動き出す時期というのが、今の段階で想定できるものかどうか、もしだいたいこれぐらい、例えば1年ぐらいかかりますよというものなのか、その辺の2点についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** お答えします。行政改革大綱の策定の前にもう一つ大きな課題を抱えております。それは川棚町の基本構想・基本計画であります総合計画の策定についてであります、これが令和2年度末で終了となっております。したがって令和3年度をスタートする今後10年間の川棚町の総合計画を策定する必要があります。もう既に担当課の方では、事務に取りかかっているわけですが、これとのやっぱり整合性を図りながら行政改革大綱もやはり策定をすべきだろうということに考えておきまして、併行して多分取り組んでくれることと思いますので、おそらく私が指示しているように早急にはこの行財政改革についても策定は難しいのではないかと今そのような憶測をいたしておきます。できるだけ早く策定をしたいというふうな考えは持っているところであります。以上でございます。

議 _____ **長** 初手議員。

4 番 初 手 確かに町長おっしゃるように総合計画の関連を含めればかなりの事務量になってくるかと思えます。先ほどからありますようにこれからの財政運営というのは、福祉組合の関係、あるいは庁舎、基幹農道などで大変大型の事業もありますので、1日も早い取り組みというのが求められるかというふうには思っているところであります。ぜひ具体的な内容に取り組ん

でいただきまして町民の方々ですね、やはり理解、協力というのが何でも一緒ですけども特に行政を改革していく、いわばそういった面は理解がなければできないわけで、協力があってこそいろんな無理をお願いするということになりますので、その点は先ほどからおっしゃっていただきますようにぜひ丁寧にといいますかね、説明を十分果たしていただくということをお願いしたいと。それで私もあと1年以上先になるかと思えますけど、一つの視点として思えますのはよその行革の取り組みもちょっと調べたりしましたけども、行政改革の重点目標はやはりまず財政の健全化や効率的な行政運営というのがほとんどまず挙げられる訳でありますけども、今、申しましたように実施にあたっては行政の取り組む姿勢がまず第一、その次に同じと言ってもいいでしょうけども住民の方々の理解と協力も大変重要であるというふうに思っております。本町の第4次行革実施計画の中には、5点目にですね、町民と行政によるまちづくりが入れられております。他町の計画にもですね、表現は違いますが、地域共同によるまちづくりとかそういう共同、町民と一緒にやっていくんだという表現で考え方を示してあるようでございます。今後、行革の大綱、それから実施計画を策定されていく折にはですね、ぜひ具体的な施策の中には、住民との連携、協力を具体化するということも柔軟に幅広く対応できるわけでしょうから頭の片隅にでも置いていただければと思います。併せまして新庁舎も完成をしまいいります。おそらく住民サービスも向上するものと確信をいたしておりますので、柔軟な行政組織運営と職員の育成ということも含めてですね、盛り込んでいただければというふうに思っているところでございます。この辺の捉え方について、早い話ですけども何かご見解がいただければぜひお願いしたいと思えます。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 今、議員からご提言があったとおりでございますので、そういった考え方で今後進めてまいりたいと思えます。以上でございます。

議 _____ **長** 初手議員。

4 番 初 手 行革につきましては、取り組みの姿勢も表明していただきました。ぜひこれからの取り組みに期待をさせていただきたいと思えます。

次に川棚川下流域の高波対策についてでありますけども、平島地区事業の今後の予定ということで、1番目に述べております。だいたいの流れは分か

りましたが、造船所跡地の分がまったく乗せる堤防自体がありませんので、その分が公有面積とかの関係でかなり時間がかかるということでもありますけども、工期的な面で2点だけお尋ねしたいんですけど、わかる範囲で結構ですけども造船所跡地の分の積み上げにかかる分とそれとその分の期間的な分ですね。で全体が嵩上げていく、2メートルになります。その辺のだいたいの流れが例えばあと4年ぐらいとか、それぐらいかかるとかいうのがもし言える範囲であればですね、県の補助が、県の事業ですのでなかなか財政が伴わないとできないだろうと思いますけども、地元の方にとりましては、その辺は非常に気になる場所でもありますので、可能な範囲でお答えできればお願いしたいと思います。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 県から説明を受けている範囲で、建設課長に答弁をさせます。

議 _____ **長** 建設課長。

建設課長 それでは、初手議員のご質問にお答えいたします。まず、造船所付近の着手の目途でございますが、先ほど町長答弁にもありましたように公有水面埋立免許が必要になってくるということから、その事務手続き上、複数年かかるというふうに聞いております。これまでの川棚町なり長崎県なりが提出いたしました公有水面埋立でいきますと2から3年程度は必要になってくるのではないかと思います。そして全体的な工期についてであります。来年1月に地元説明を行い工事に着手をしたいという連絡を受けておりますので、今年度につきましては、1月以降の着手と見込まれます。

なお、全体工期につきましては、県全体の予算もありますので、現在は不明な状態でございます。以上です。

議 _____ **長** 初手議員。

4 番 初 手 地元説明会につきましてはですね、私もちょっとお願いをしてほしいとおったわけですけども、来年1月に開催ということで事務的には地元にも連絡はしていただけますかね。地元の方もいつかなという話でありましたので、ぜひ確認が取れました早めをお願いしたいと、よろしくお願ひいたします。それから2番目の造船所跡を通る道路敷につきましては、3メートル幅でということでもありますので、これは護岸敷といひます

か、その枠の中で対応できるというふうに理解してよろしいでしょうか。

議 長 町長。

町 長 お答えします。壇上で答弁したのは、町道が行き止まりになっておりますので、できれば町道を延ばしたいと、1周できるように延ばしたいと私は思っておりますけれども、基本的には地元の合意がなければできませんので、地元の要望がどうなのかということも今後協議をさせていただきたいと思っております。しかし、町道ができなくてもそこには水叩きの3メートル幅の通路ができますので、それを利用することは可能でございます。以上でございます。

議 長 初手議員。

4 番 初 手 道路といいますか、護岸につきましては、町道という位置づけも考えていただいておりますので、今後、地元の方の協力をいただくということを前提にしながら総代さん達とも進めていければというふうに思っておりますので、ぜひよろしく願いいたしたいと思っております。下百津地区の高波対策につきましては、課題という面で道路敷、護岸敷ということが含まれておるようでございますが、測量とかは済んで、あとは設計に移りながら対岸側、平島側との進捗を見ながら進められるという見方でいいんですかね、その辺はどんなでしょうか。なかなかまだ財政の関連もあるという捉え方も出てくるんですかね。ちょっとその辺があれば。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 はい。ではお答えをいたします。下百津地区につきましては、全体の設計、港湾区域の横断測量等は終了されているようであります。で一応港湾ですので、波の計算によって護岸の高さが決定をされるということになります。詳細の測量はまだ実施されておられませんので、詳細設計ができていない状況でございます。今、課題と残っているのは町長答弁ありましたように管理区分の移管が残っておりますので、どこまでを管理区分として移管するのかというところで現在、県と協議を進めております。できれば平島が完了する前に協議を終えて引き続き下百津地区に事業が着手できるよう努力してまいりたいというふうに思います。以上です。

議 長 初手議員。

4 番 初 手 行革の件、それから高波対策の件、2点質問させていただき

ましたけども、前向きなご答弁をいただいておりますので、ぜひそれぞれ実現に向けて格段のご努力をご期待を申し上げて私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

(1 6 : 4 1)

議 **長** 通告者の質問がすべて終了しましたので、これで一般質問を終わります。

1 1 番 炭 谷 確認を取りたいです。

議 **長** 何の確認ですか。

1 1 番 炭 谷 先ほど私の答弁の中で、担当課長が私に説明すると言われたと思うんですけども、一応は議会の中で報告として説明をされたという形に、私はした方がいいというふうに思いますけど。

議 **長** 全協で説明ということですか。全協で全員に説明をということですか。

1 1 番 炭 谷 全協なり、その議会の中で私が質問したことに対する答弁ですので、やはりその場がいいんじゃないかと私は思いますけど。

議 **長** それは炭谷議員の個人的な見解ですね。

議 **長** その点は議会運営委員会に諮って、どうするかあとで検討をいたします。答弁は会期中にということでしたので、いつになるのかはちょっとあとで調べて。

1 1 番 炭 谷 それは次回の議会でも結構ですけど、一応、全協か議会の中で答弁があるべきというふうに私は思いますので。

議 **長** 炭谷議員の見解ですので、その点は議会運営に諮ってどうするのか方法をとります。よろしいでしょうか。

1 1 番 炭 谷 はい。

議 **長** では再度繰り返しをいたします。

議 **長** 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたします。

本日は、これにて散会といたします。ご起立を願います。どうもお疲れ様でした。

(1 6 : 4 3)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 村井達己

会議録署名議員 小田成実

会議録署名議員 田口一信